

令和 7 年 6 月
令和 7 年第 3 回 栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3 号	専決処分事項の報告について（和解・損害賠償の額の決定）	1
報告第 4 号	令和 6 年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	
報告第 5 号	令和 6 年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 6 号	令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	
報告第 7 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計継続費繰越計算書	
報告第 8 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	
報告第 9 号	令和 6 年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	
報告第 10 号	令和 6 年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	
報告第 11 号	放棄した債権の報告について	
報告第 12 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業計画書の提出について	
議案第 75 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）	9
議案第 76 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）	18
議案第 77 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	22
議案第 78 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 79 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の 一部を改正する条例の制定について	26
議案第 80 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事）	32
議案第 81 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事）	41
議案第 82 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事）	49
議案第 83 号	工事請負契約の変更について（東郷堀川調節池整備工事）	57
議案第 84 号	財産の取得について （公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）LED照明器具）	61
議案第 85 号	財産の取得について （公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED照明器具）	63

議案第 86 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	65
議案第 87 号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	66
議案第 88 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	67
議案第 89 号	財産の取得について（小学校児童用タブレット端末）	68
議案第 90 号	財産の取得について（中学校生徒用タブレット端末）	69
議案第 91 号	土地改良事業の施行について（弁天下溜地区）	70
議案第 92 号	土地改良事業の施行について（大柿西溜地区）	73
議案第 93 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	74
議案第 94 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	76
議案第 95 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	78
議案第 96 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第 97 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	82
議案第 98 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	84
議案第 99 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	86
議案第 100 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	88
議案第 101 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	90
議案第 102 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	92
議案第 103 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	94
議案第 104 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	96
議案第 105 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	98
議案第 106 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	100
議案第 107 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	102
議案第 108 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	104
議案第 109 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	106
議案第 110 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	108
議案第 111 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	110
議案第 112 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	112
議案第 113 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	114
議案第 114 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	116

専決処分事項の報告について（和解・損害賠償の額の決定）

報告理由

和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

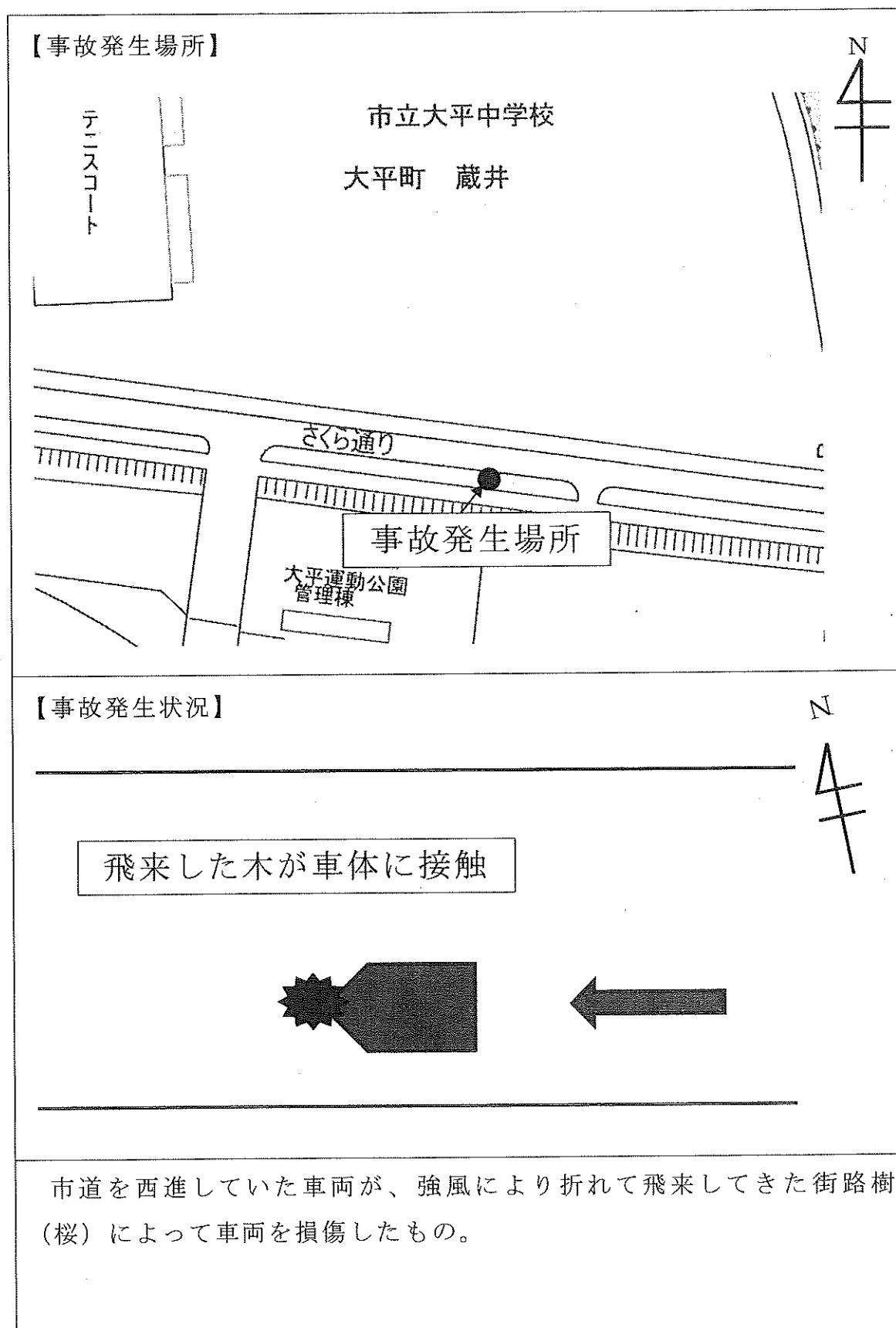
記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるところ。

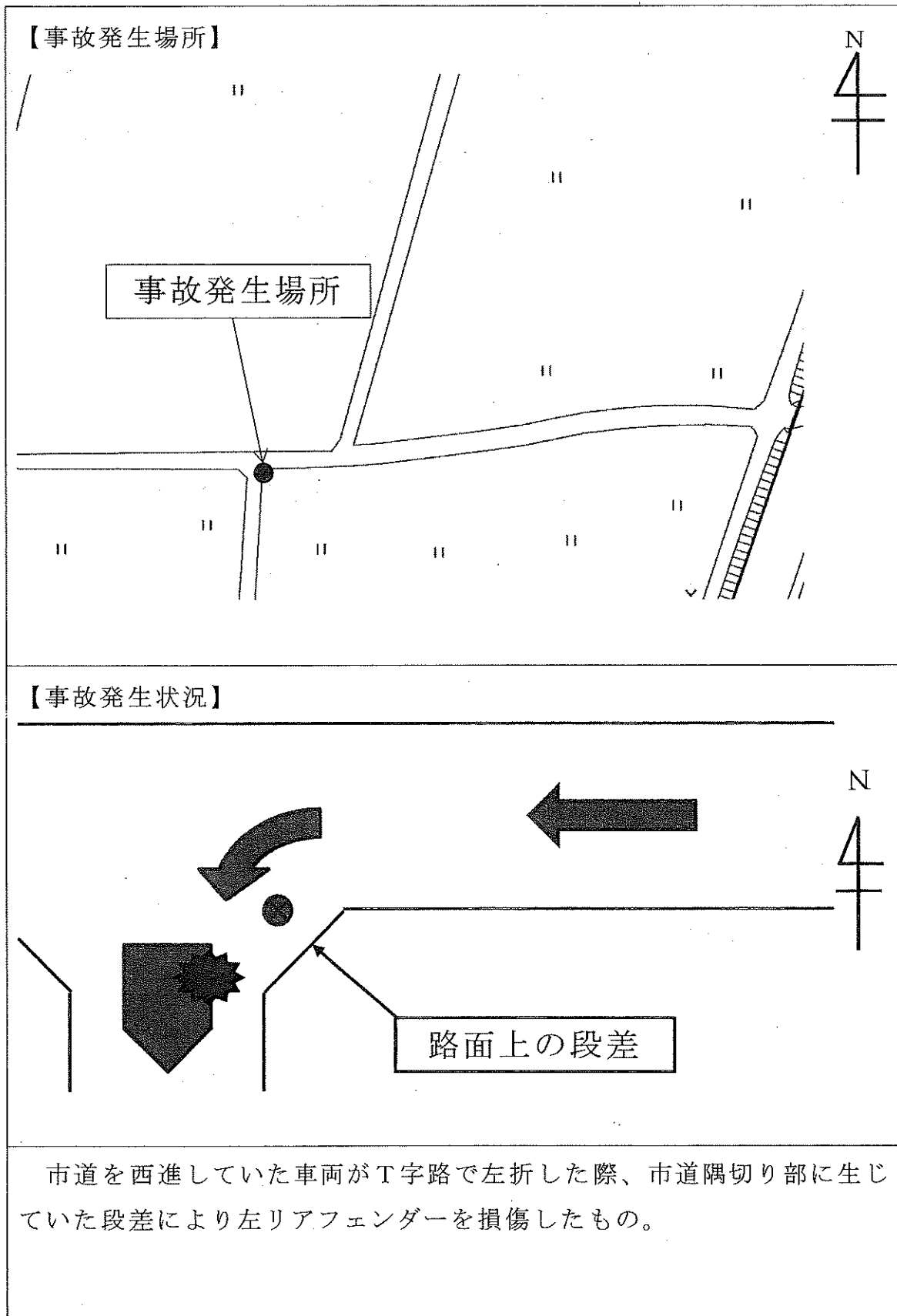
2 1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をするこ
と。

3・4 略

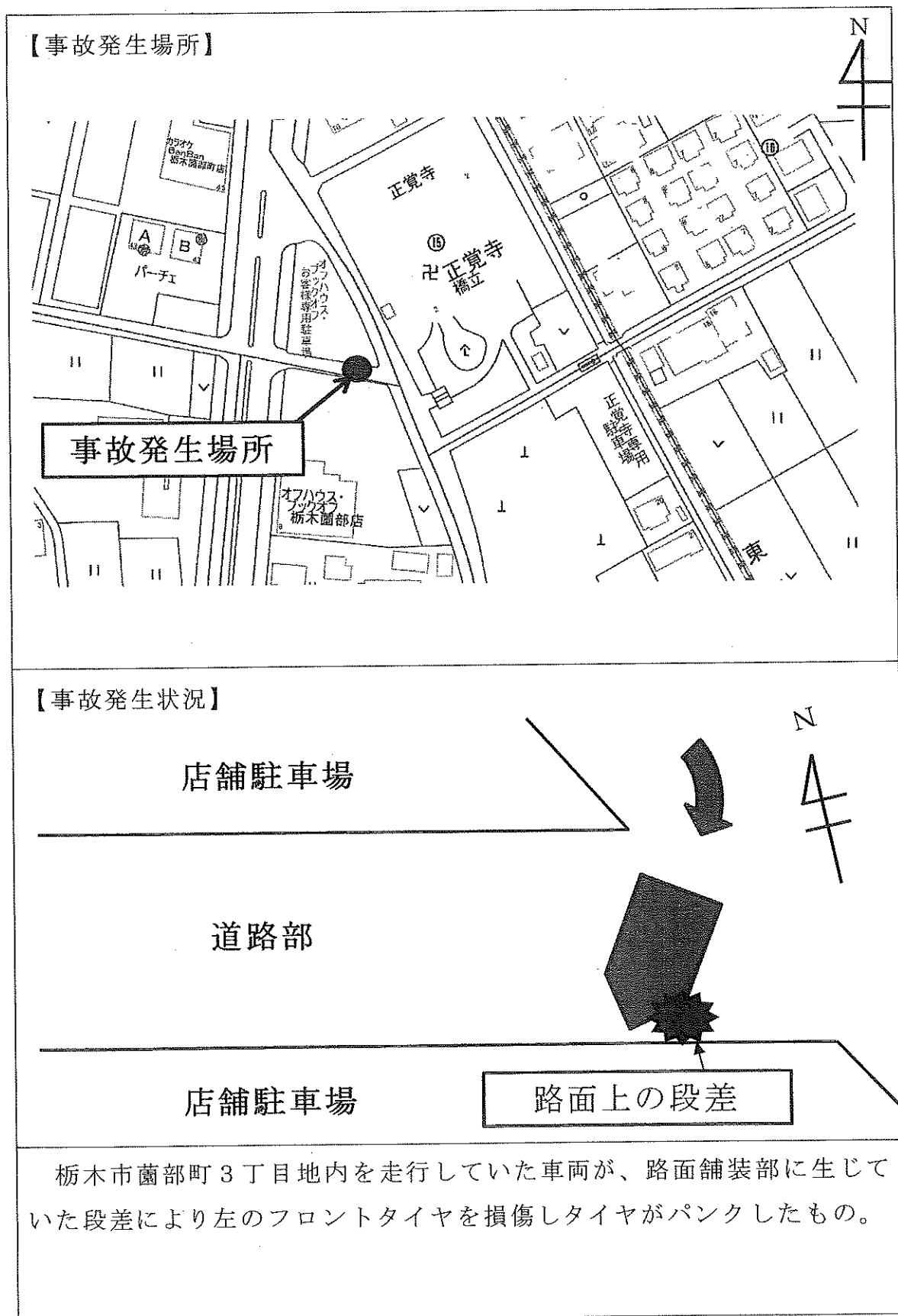
専決第4号



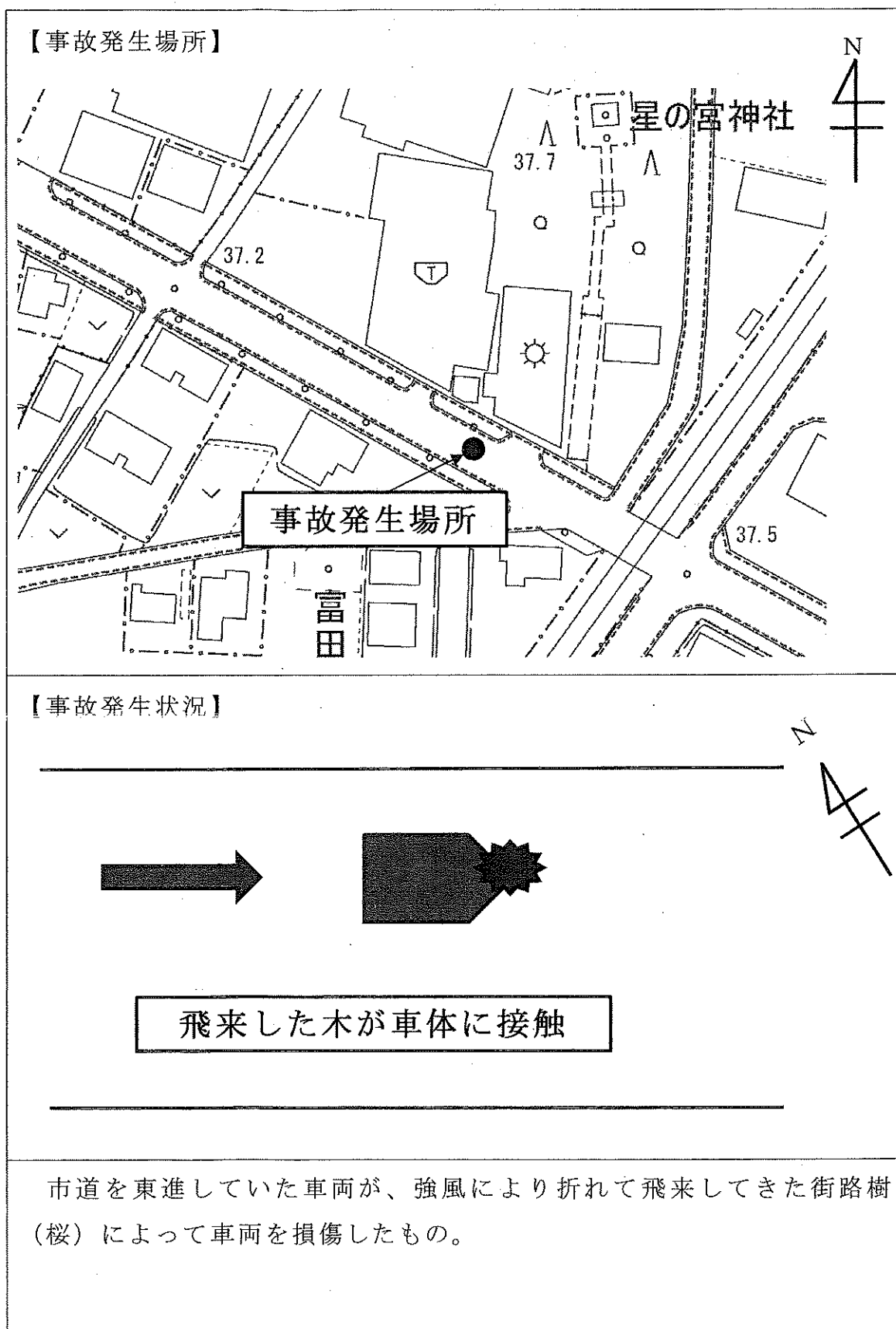
専決第8号



専決第 9 号



専決第10号

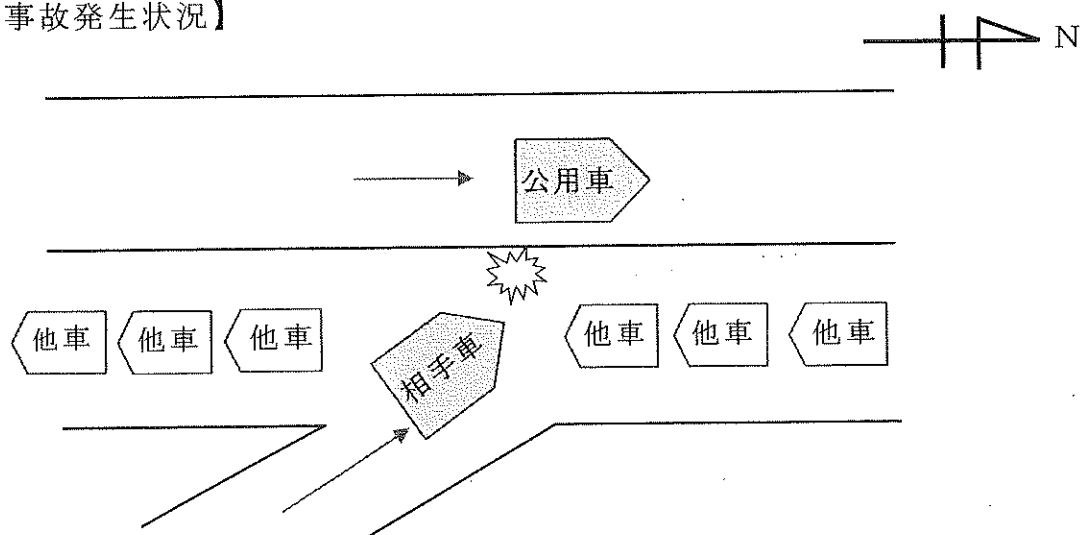


専決第 1 1 号

【事故発生場所】

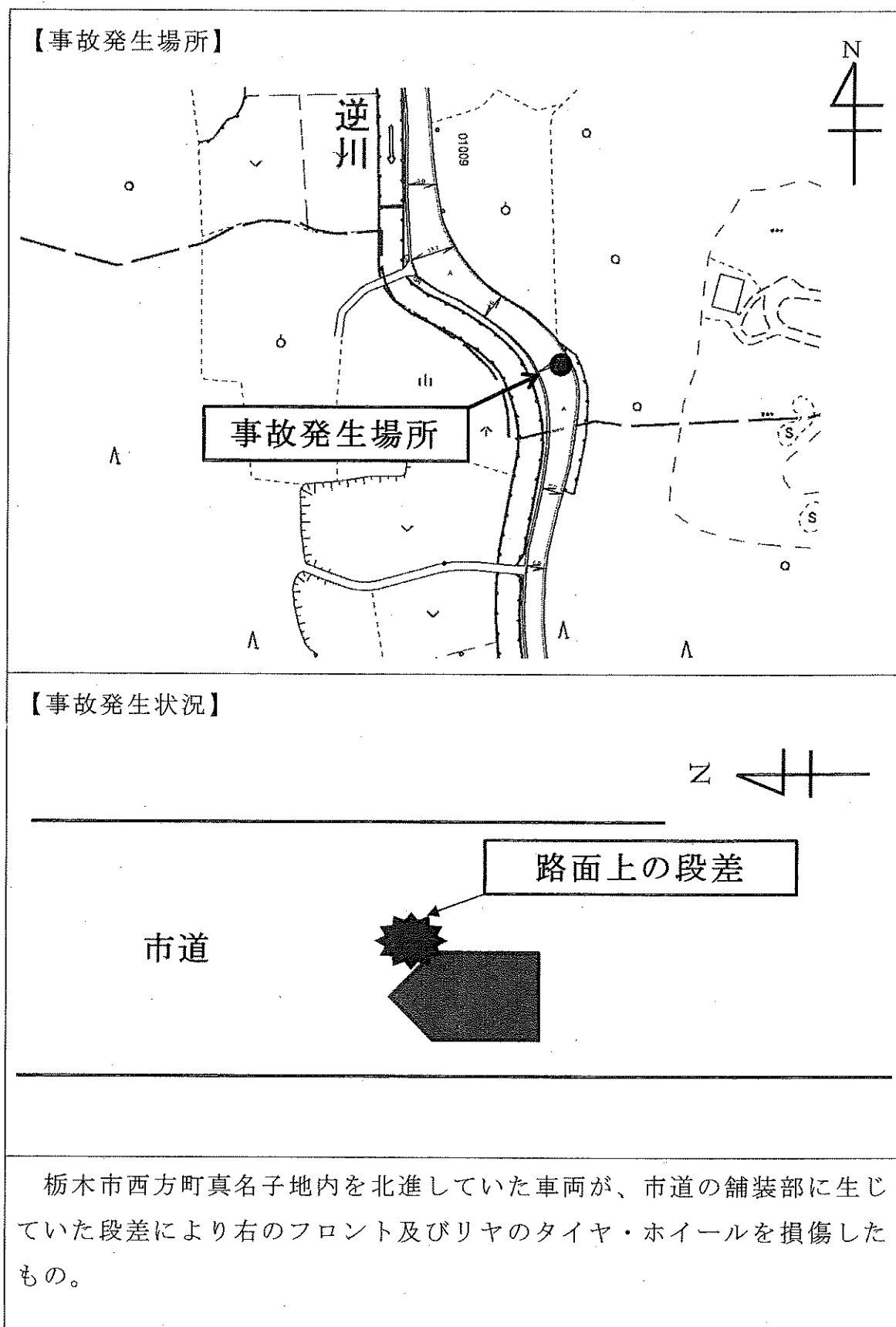


【事故発生状況】



令和 6 年 1 2 月 2 3 日午後 2 時 2 7 分頃、公道で公用車を直進運転中に相手方の車が反対車線から飛び出してきたてて公用車右後方に接触した。

専決第12号



市長の専決処分事項の承認について

(栃木市税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたため、栃木市税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 種別割の税率に関する規定の整備を行うこと。（第 8 2 条関係）
- 2 種別割の減免に関する規定の整備を行うこと。（第 8 9 条関係）
- 3 身体障がい者等に対する種別割の減免に関する規定の整備を行うこと。
（第 9 0 条関係）
- 4 引用条項を改めること。（附則第 1 0 条の 2 関係）
- 5 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る特例に関する規定を加えること。

（附則第 1 0 条の 3 関係）

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の専任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第75号（税務課）

栃本市税条例の一部を改正する条例

現	行
(種別割の税率)	
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 原動機付自転車	
ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>エ</u> に掲げるものを除く。) 年額 2,000円	
イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又</u> <u>は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	
ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円	
エ 略	
(2)・(3) 略	
(種別割の減免)	
第89条 略	
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	
(1)～(4) 略	
(5) 原動機の総排気量又は定格出力	
(6)～(8) 略	
3 略	
(身体障がい者等に対する種別割の減免)	
第90条 略	
2 前項第1号から第4号までの規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま	

改 正 案

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの
(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

(2)・(3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、
原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) 略

3 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号から第4号までの規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限ま

でに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3・4 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～16 略

改 正 案

で、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～16 略

現

行

17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

21・22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～11 略

12・13 略

改 正 案

17 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

21・22 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

14・15 略

(税 務 課)

議案第 7 6 号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたため、栃木市都市計画税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。（附則関係）

〔参照条文〕

議案第 7 5 号と同じ。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

現	行
附 則 1～6 略 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 9 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 10～19 略 20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 21 略	

改 正 案

附 則

1～6 略

(法附則第15条第36項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第37項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第41項の条例で定める割合)

9 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10～19 略

20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

21 略

(保険年金課)

議案第 77 号

市長の専決処分事項の承認について

(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部改正を要することになったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をもって一部改正をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告の上、承認を求めるもの。

◎改正の概要

国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得の基準額を改めること。

(第 23 条関係)

〔参照条文〕

議案第 75 号と同じ。

現	行
(国民健康保険税の減額) 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>295,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。） ア～カ 略 (3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>545,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

2・3 略

(総務人事課)

議案第79号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

引用条項を改めること。(附則関係)

- 2 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

引用条項を改め、字句の整理を行うこと。(附則関係)

- 3 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

引用条項を改めること。(附則関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正

現	行
【地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正】	
附 則	
(定義)	
第2条 この附則において「暫定再任用職員」とは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法 <u>附則第9条第3項</u> の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法 <u>附則第9条第3項</u> の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。	
【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】	
附 則	
(定年退職者等の再任用に関する経過措置)	
第4条 改正法 <u>附則第9条第2項</u> に規定する暫定再任用職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、 <u>次項及び第5項</u> において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される栃木市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。	
2～5 略	
6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） <u>附則第9条第2項</u> に	

改 正 案

【地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正】

附 則

(定義)

第2条 この附則において「暫定再任用職員」とは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される栃木市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

2～5 略

6 新給与条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に

規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7・8 略

【栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

1 略

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

改 正 案

規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7・8 略

【栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

1 略

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(保健給食課)

議案第 80 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市片柳町 2 丁目 14 番 39 号 館野・栃木アンカー特定
建設工事共同企業体代表者 館野建設株式会社代表取締役 横田雄作と締結する
ことについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法 抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな
らない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約
を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例 抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木東地域学校給食センター新築工事

工事場所 栃木市神田町地内

工事概要 給食センター建築工事 S 造 2 階建て

・建築面積 1,930.72 m²

・延床面積 2,460.73 m²

倉庫 A S 造 平屋建て

・延床面積 9.39 m²

倉庫 A S 造 平屋建て

・延床面積 9.39 m²

倉庫 B S 造 平屋建て

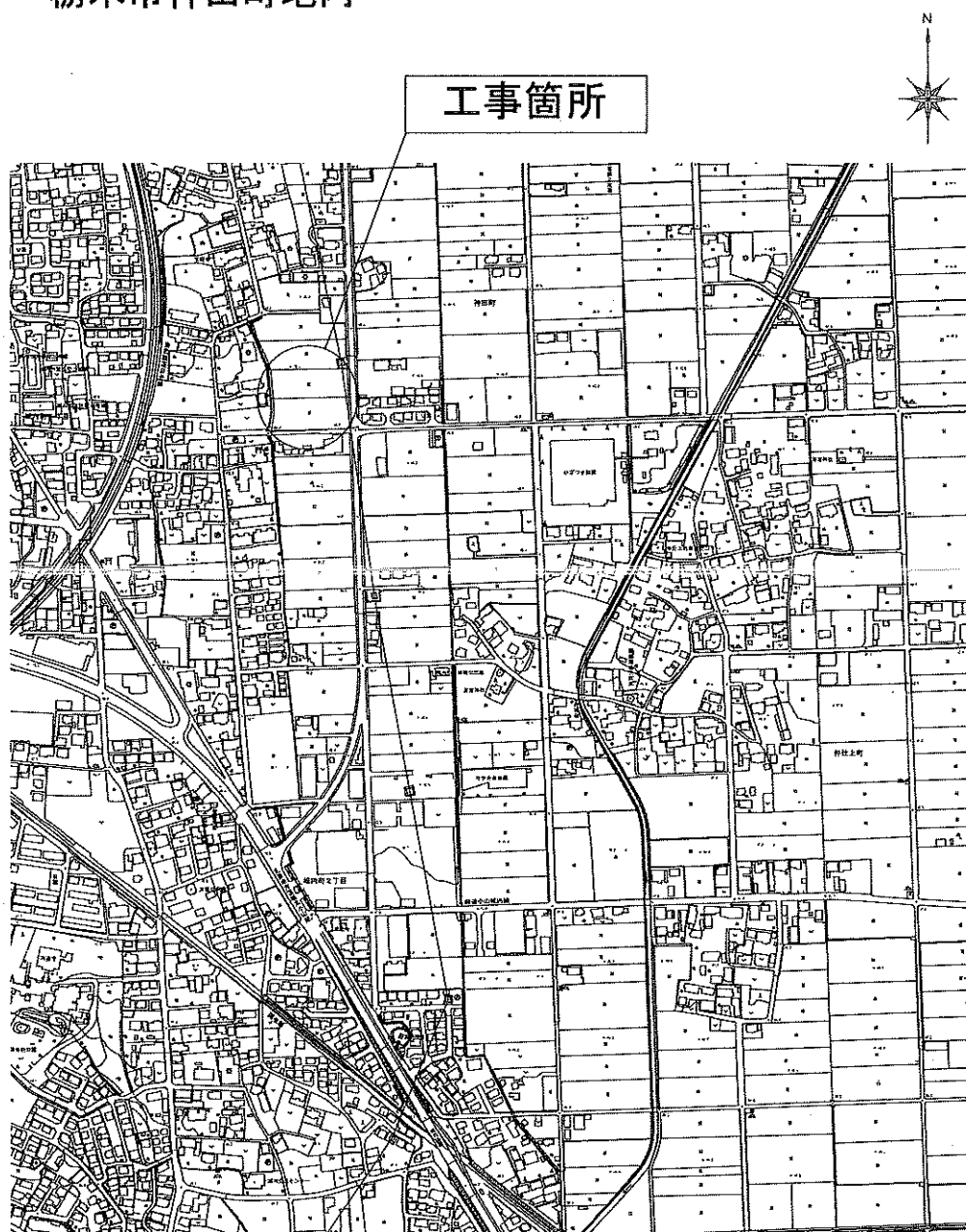
・延床面積 8.49 m²

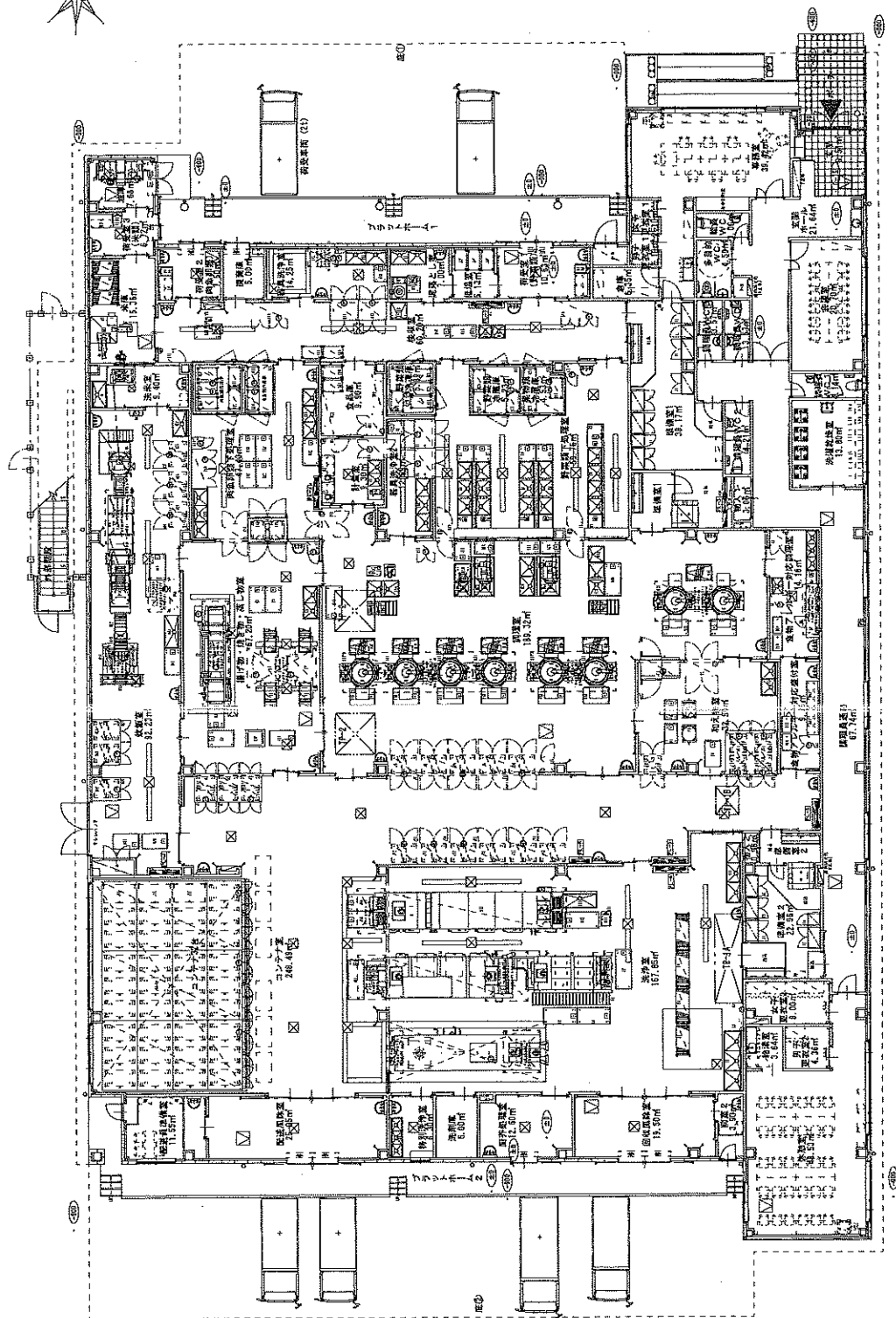
ゴミ庫 S 造 平屋建て

・延床面積 10.43 m²

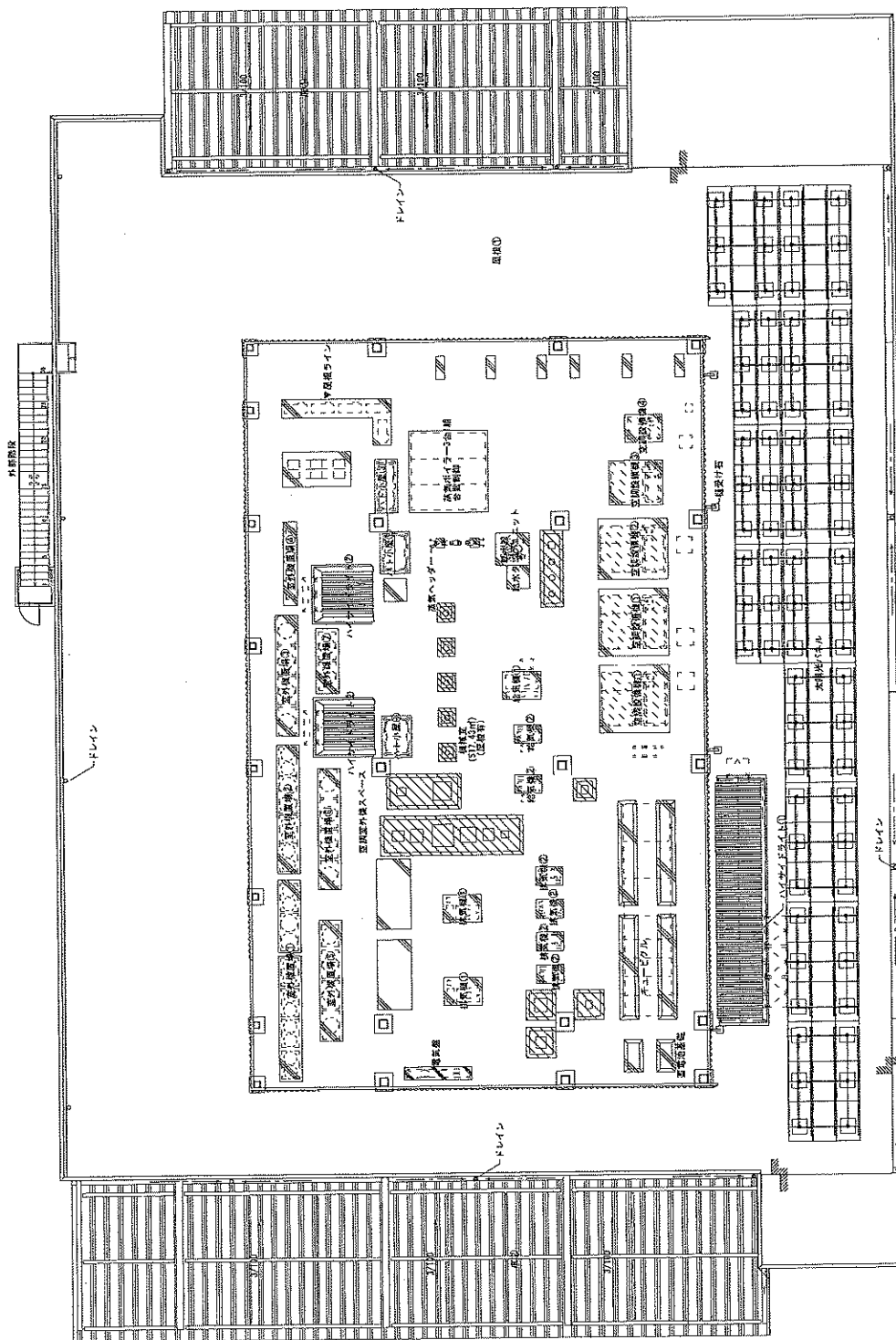
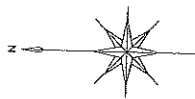
位置図

(仮称) 栃木東地域学校給食センター新築工事
栃木市神田町地内

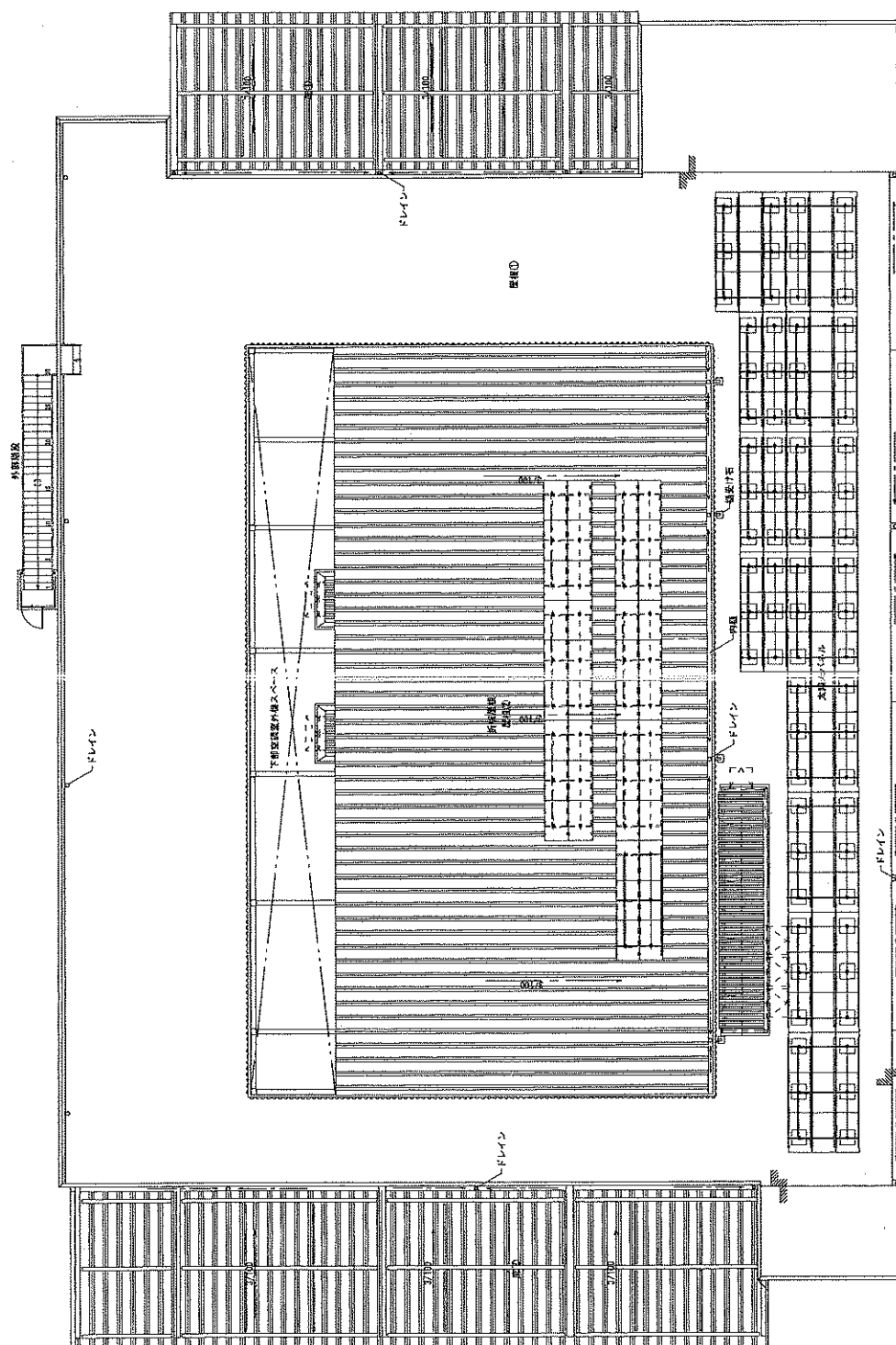




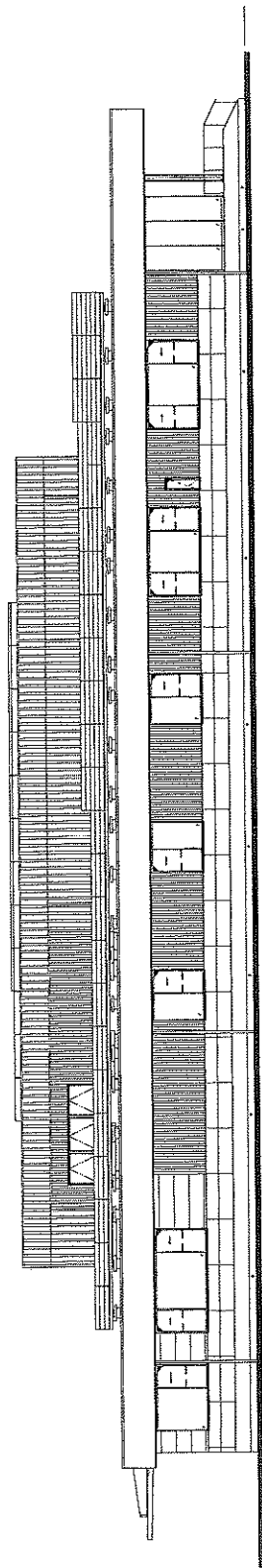
1階平面図



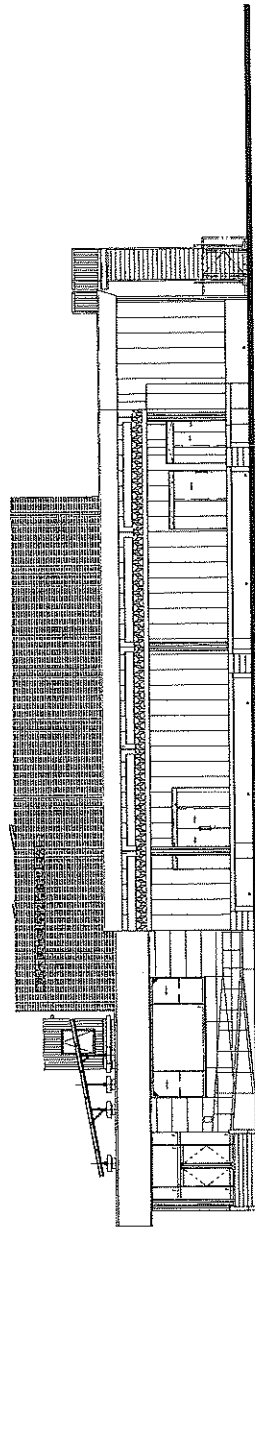
2階平面図



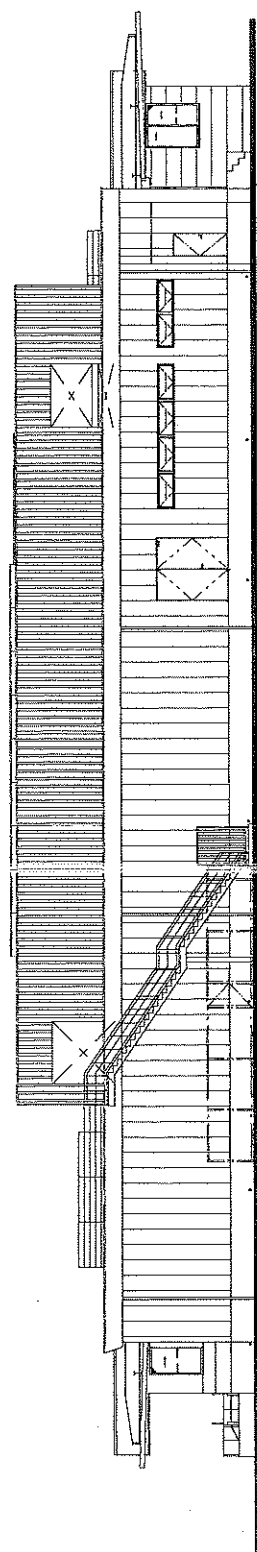
陸根伏図



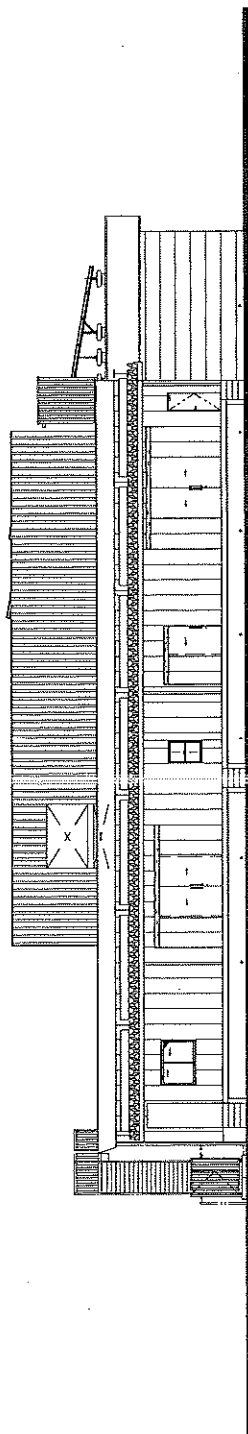
西立面图



东立面图



北立面图



西立面图

(保健給食課)

議案第 8 1 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市平井町 5 2 3 番地 7 大興・北尾特定建設工事共同企業体代表者大興電気工業株式会社代表取締役小林誠と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 0 号と同じ。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事

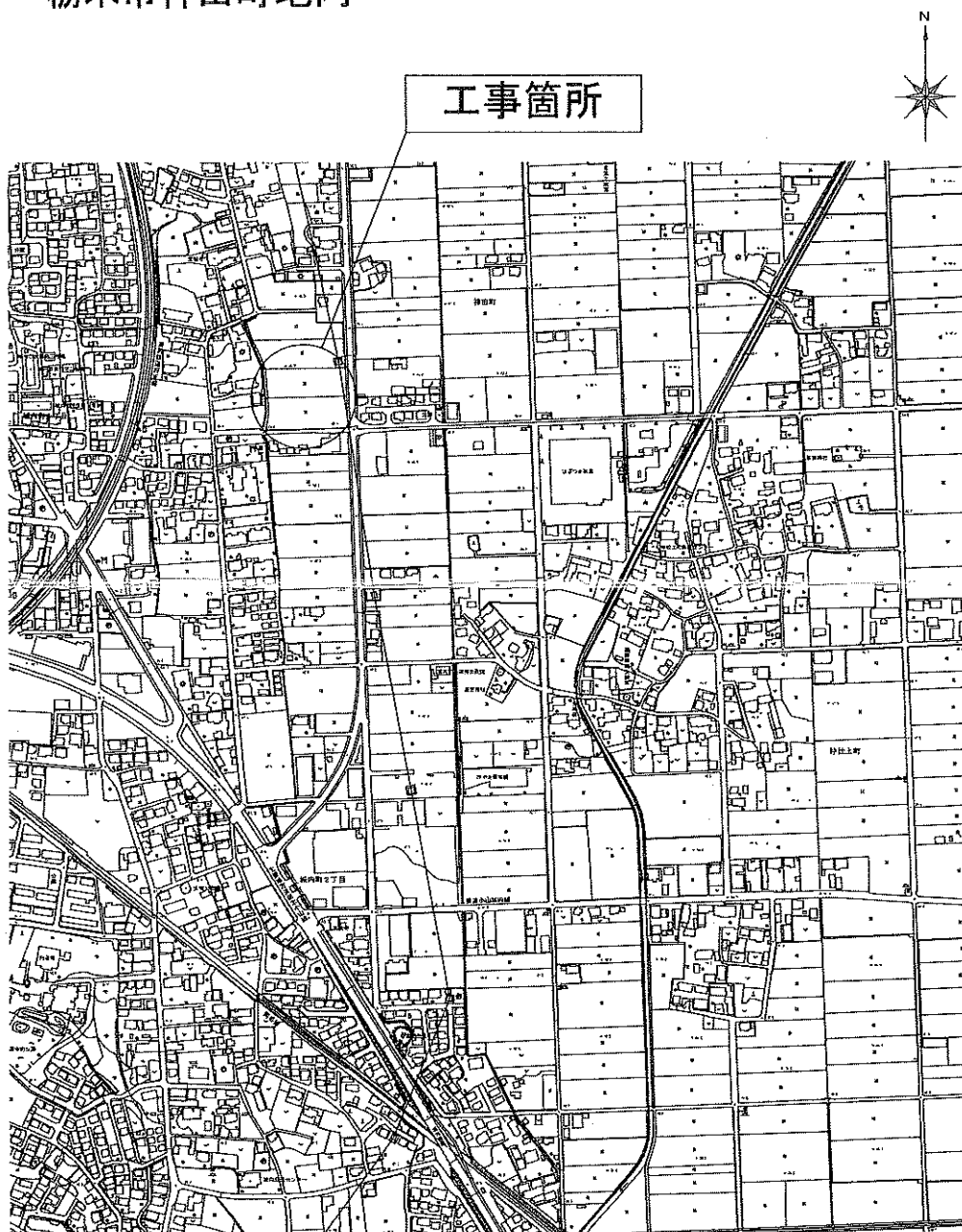
工事場所 栃木市神田町地内

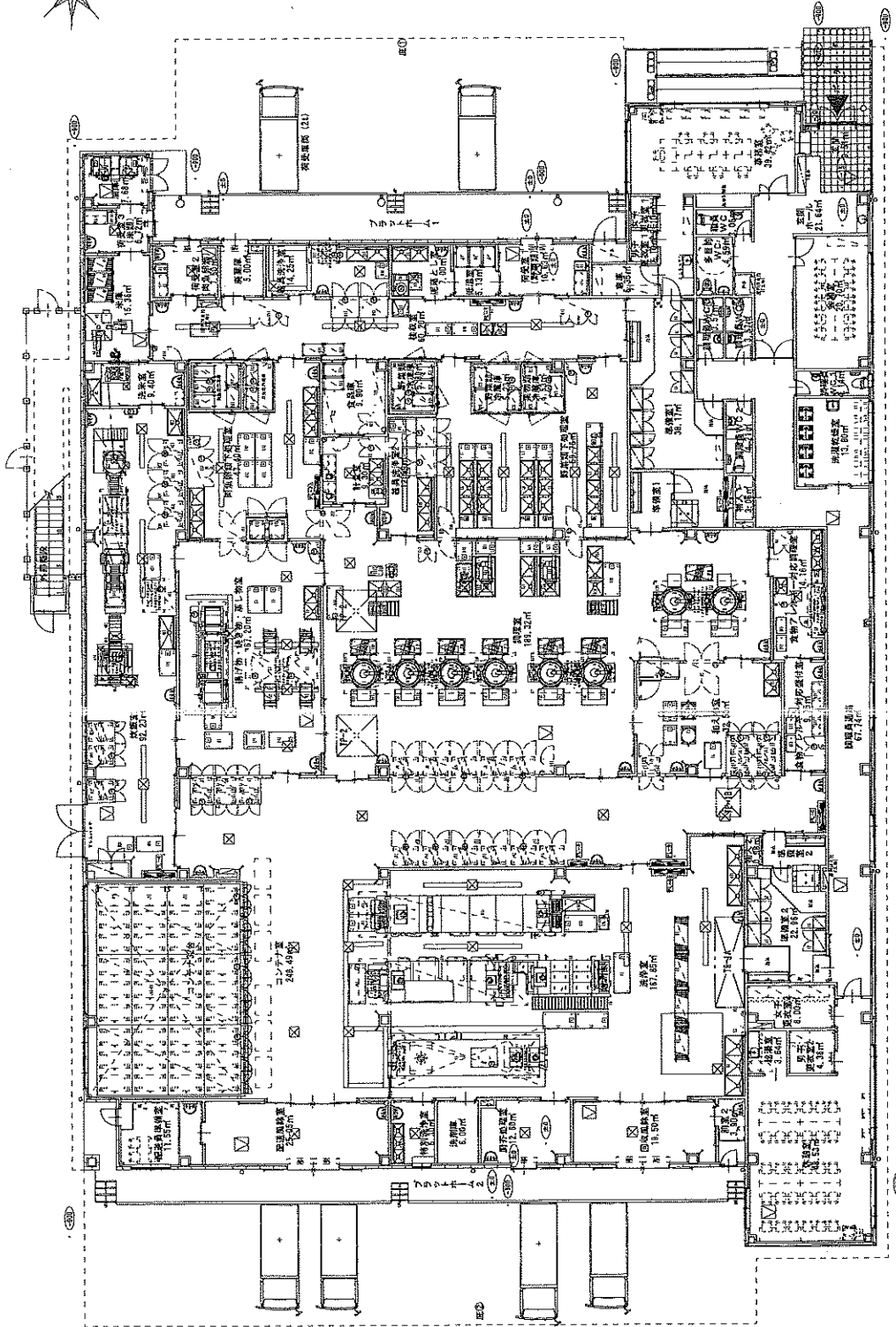
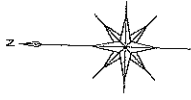
工事概要 電気設備工事

受変電設備、幹線設備、動力設備、厨房電源設備、電灯コンセント設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、インターホン設備、放送設備、自動火災報知設備、太陽光発電及び蓄電設備、構内配電線路設備、構内通信線路設備 等

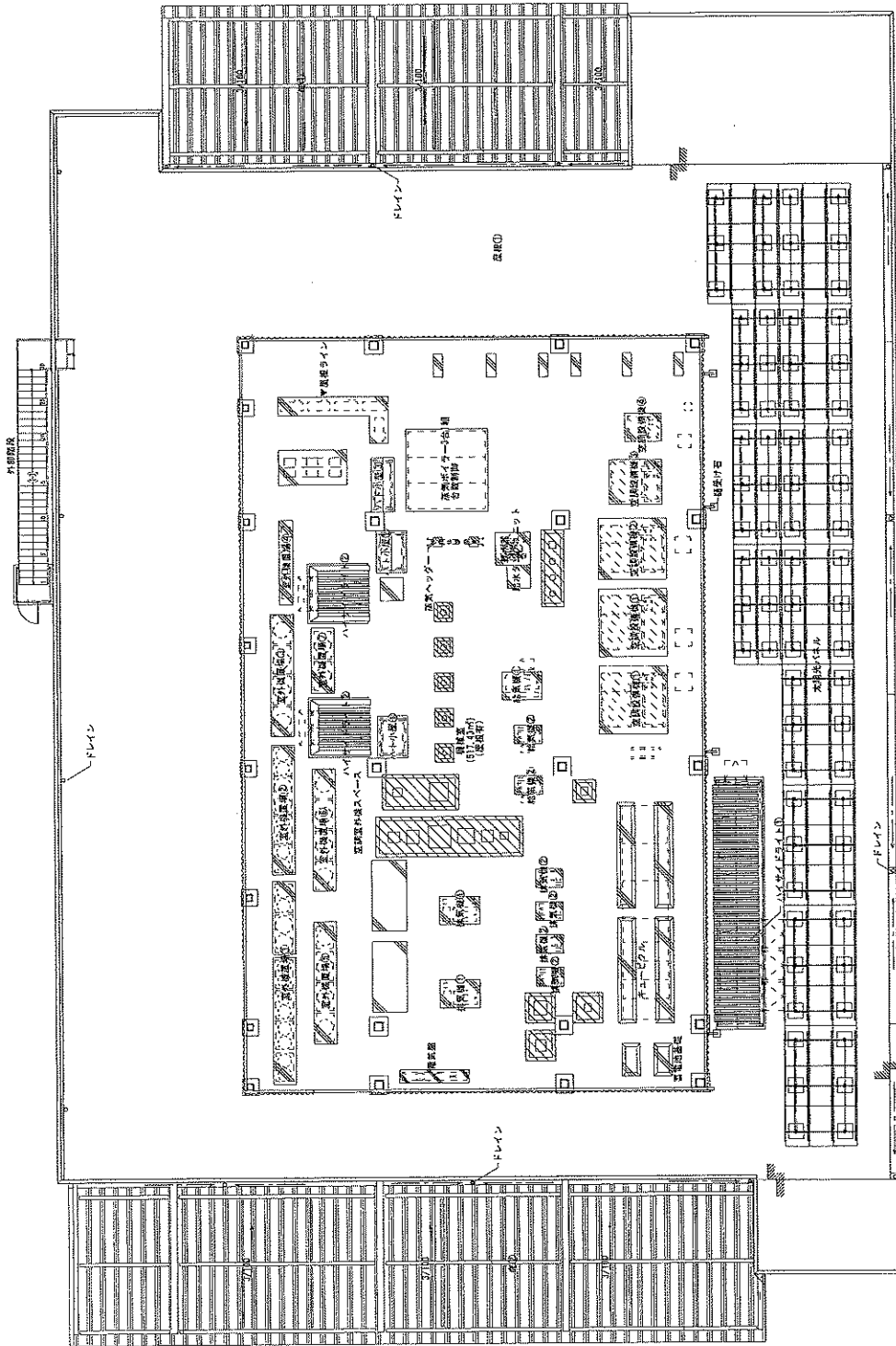
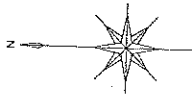
位置図

(仮称) 栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事
栃木市神田町地内

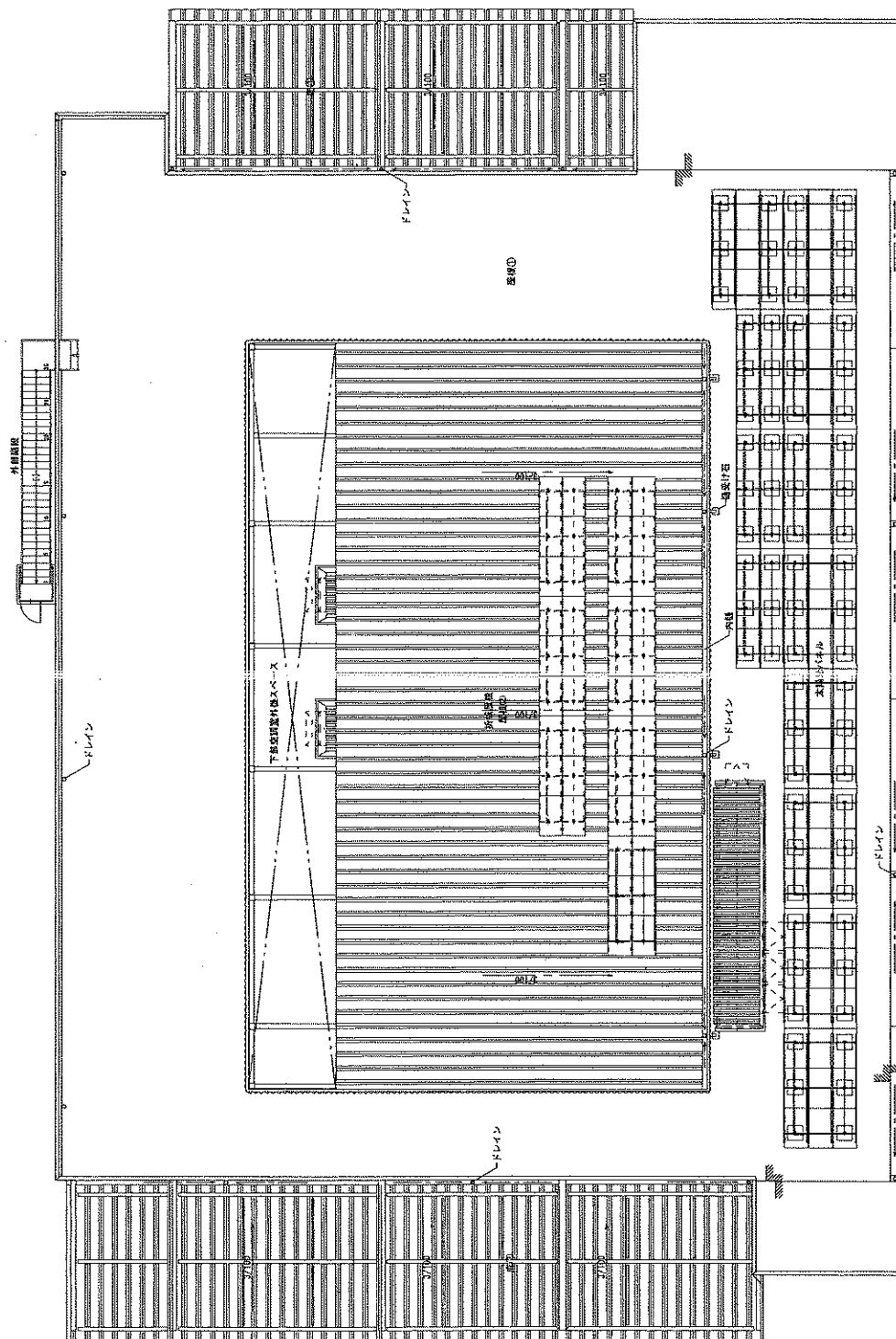
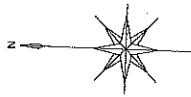




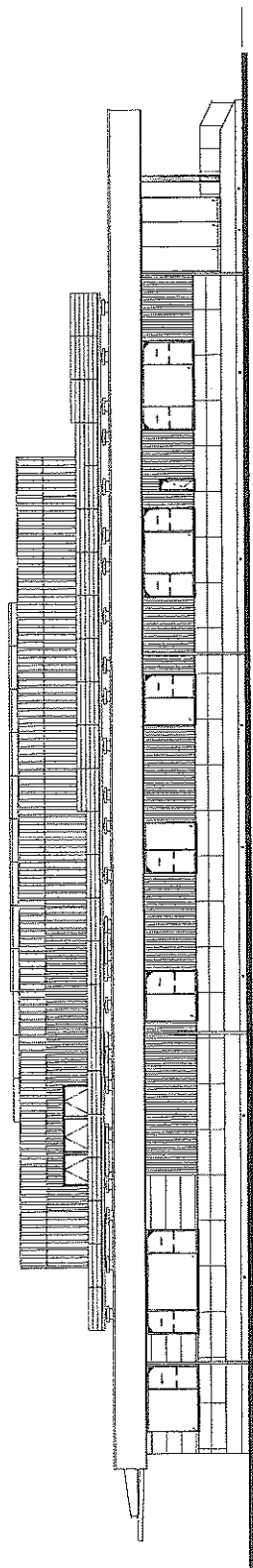
图例



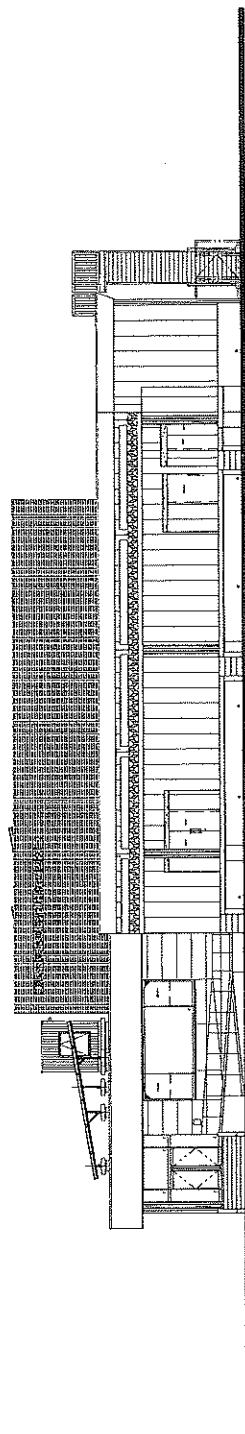
2階平面図



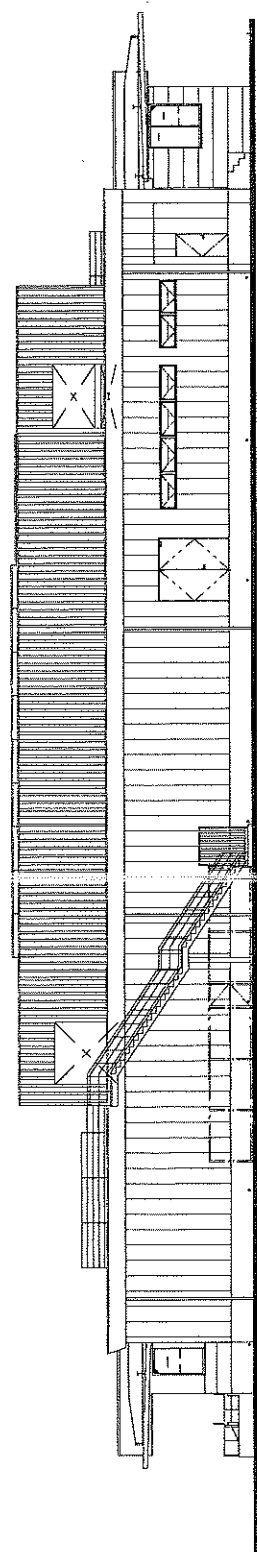
庭園図



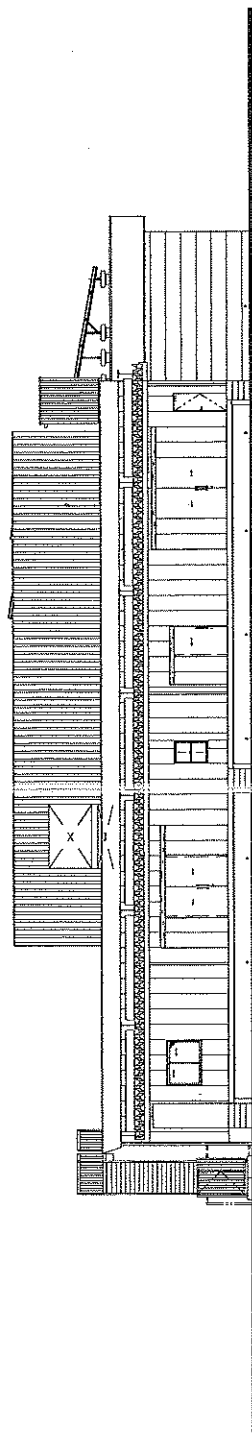
南立面图



东立面图



北立面图



西立面图

(保健給食課)

議案第 8 2 号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市大平町榎本 9 1 9 番地 1 サルカン・山中特定建設工事共同企業体代表者株式会社サルカン代表取締役猿山正和と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 0 号と同じ。

(参考)

工 事 名 (仮称) 栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事

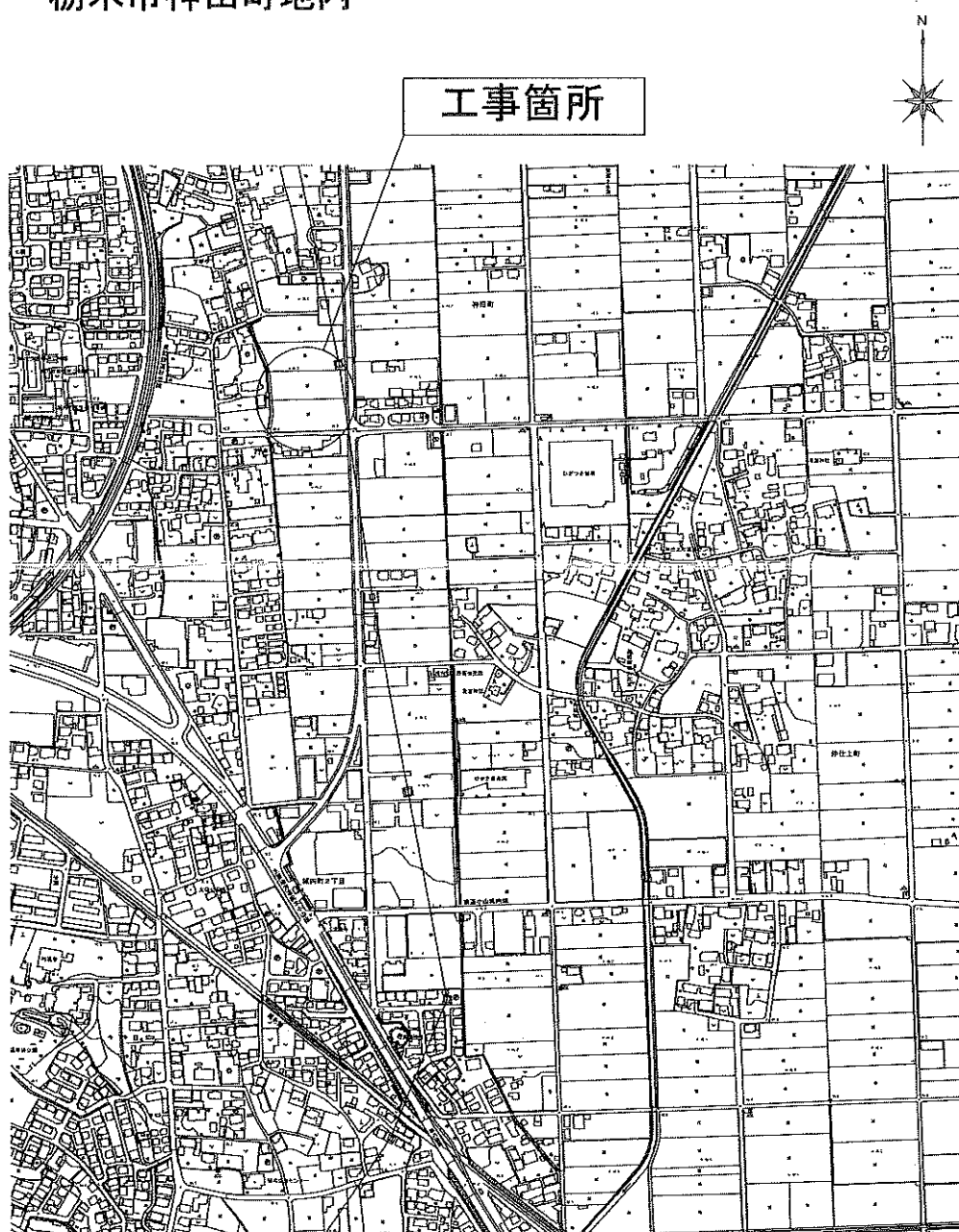
工事場所 栃木市神田町地内

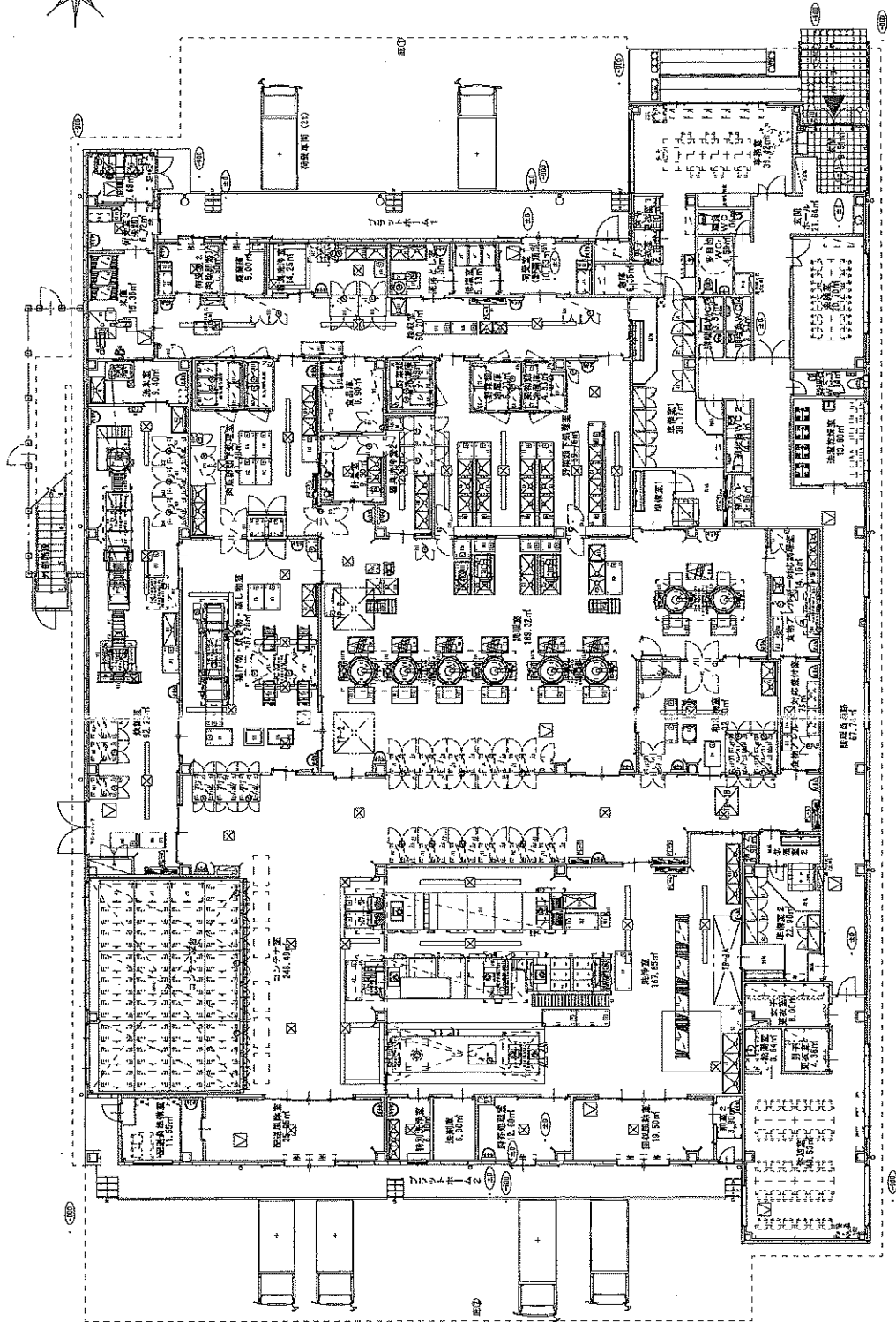
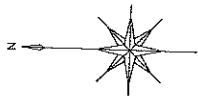
工事概要 機械設備工事

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、エアー配管設備、蒸気設備、消火設備、厨房設備、ガス設備 等

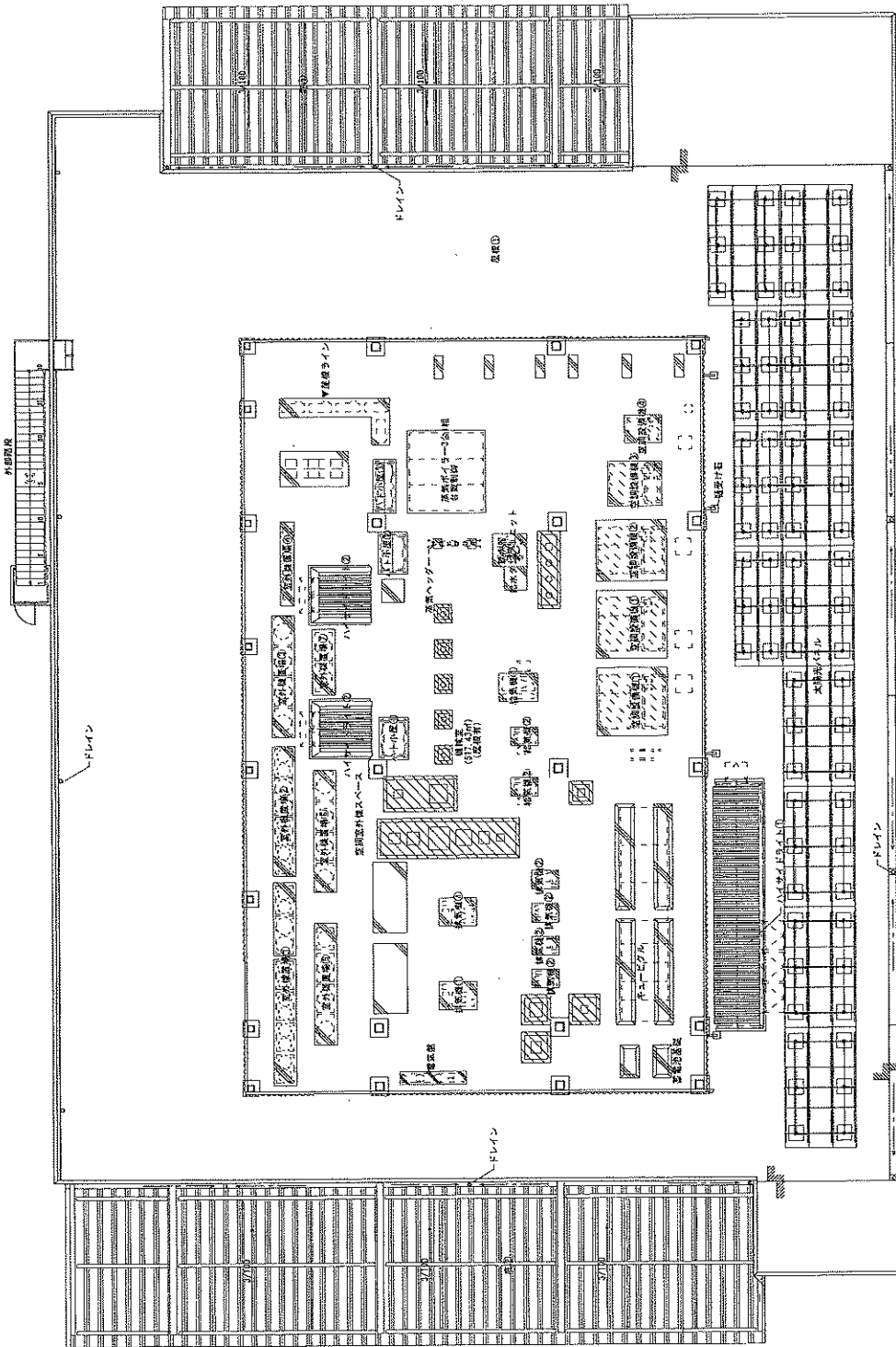
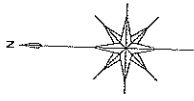
位置図

(仮称) 栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事
栃木市神田町地内

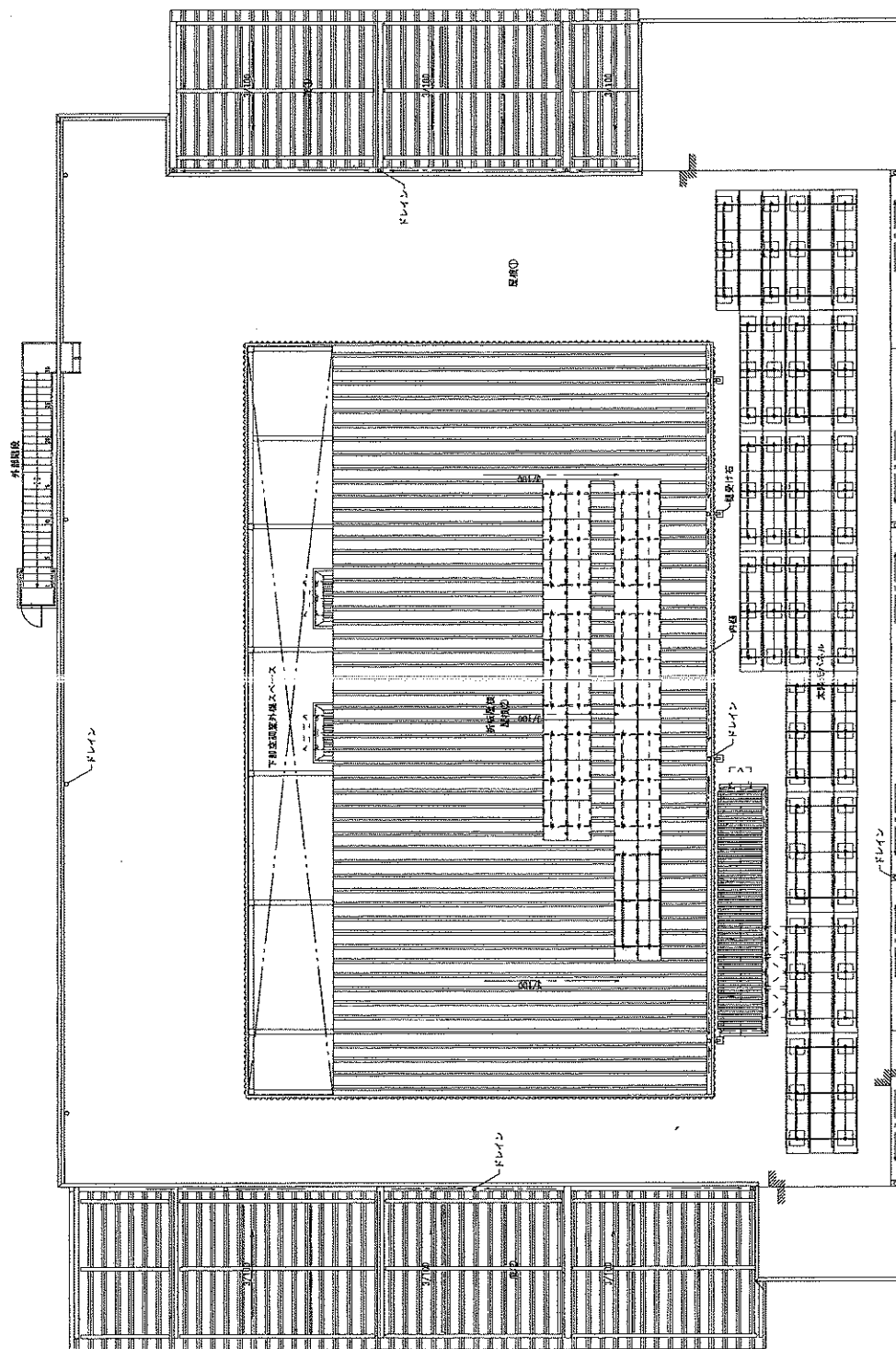
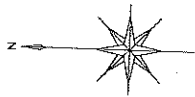


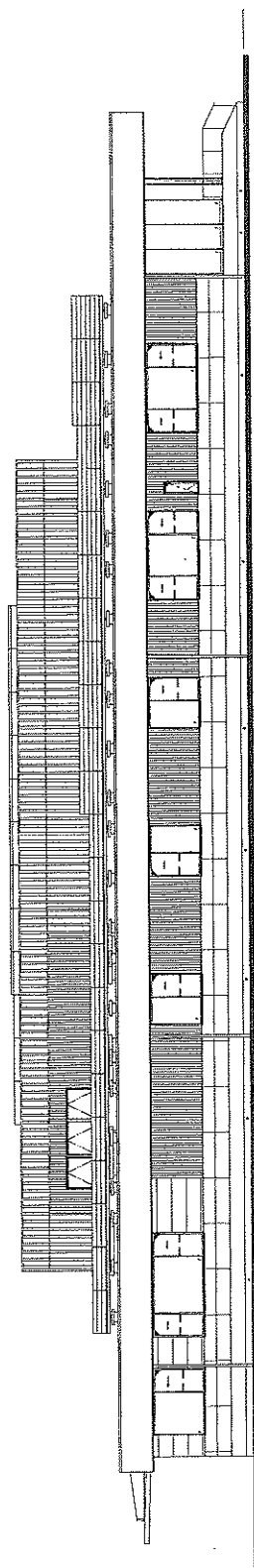


1階平面図

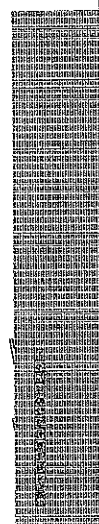


2階平面図

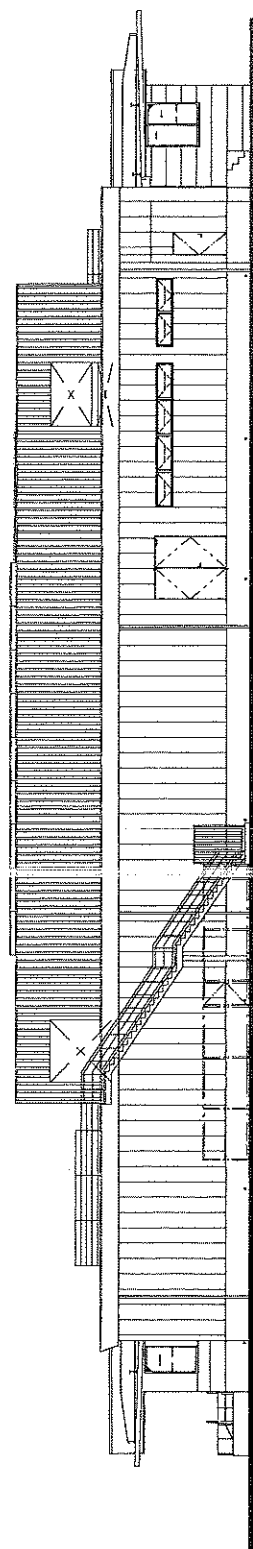




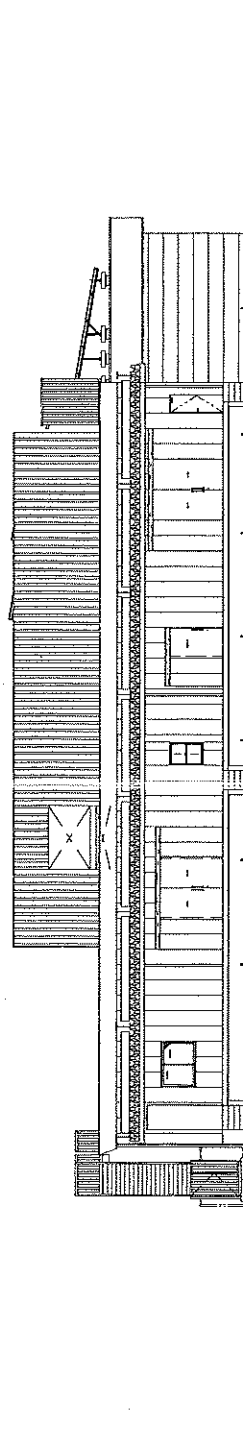
西立面图



东立面图



西立面图



东立面图

工事請負契約の変更について

提案理由

令和 6 年第 3 回栃木市議会定例会において、議案第 80 号として議決を経た東郷堀川調節池整備工事請負契約（牧田・富田特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
279,400,000円	291,588,000円

〔参照条文〕

議案第 80 号と同じ。

（参考）

契約の相手方 栃木市藺部町 2 丁目 6 番 6 号
牧田・富田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社牧田工務店
代表取締役 牧田 巧

工 事 名 東郷堀川調節池整備工事

工 事 場 所 栃木市片柳町 3 丁目地内

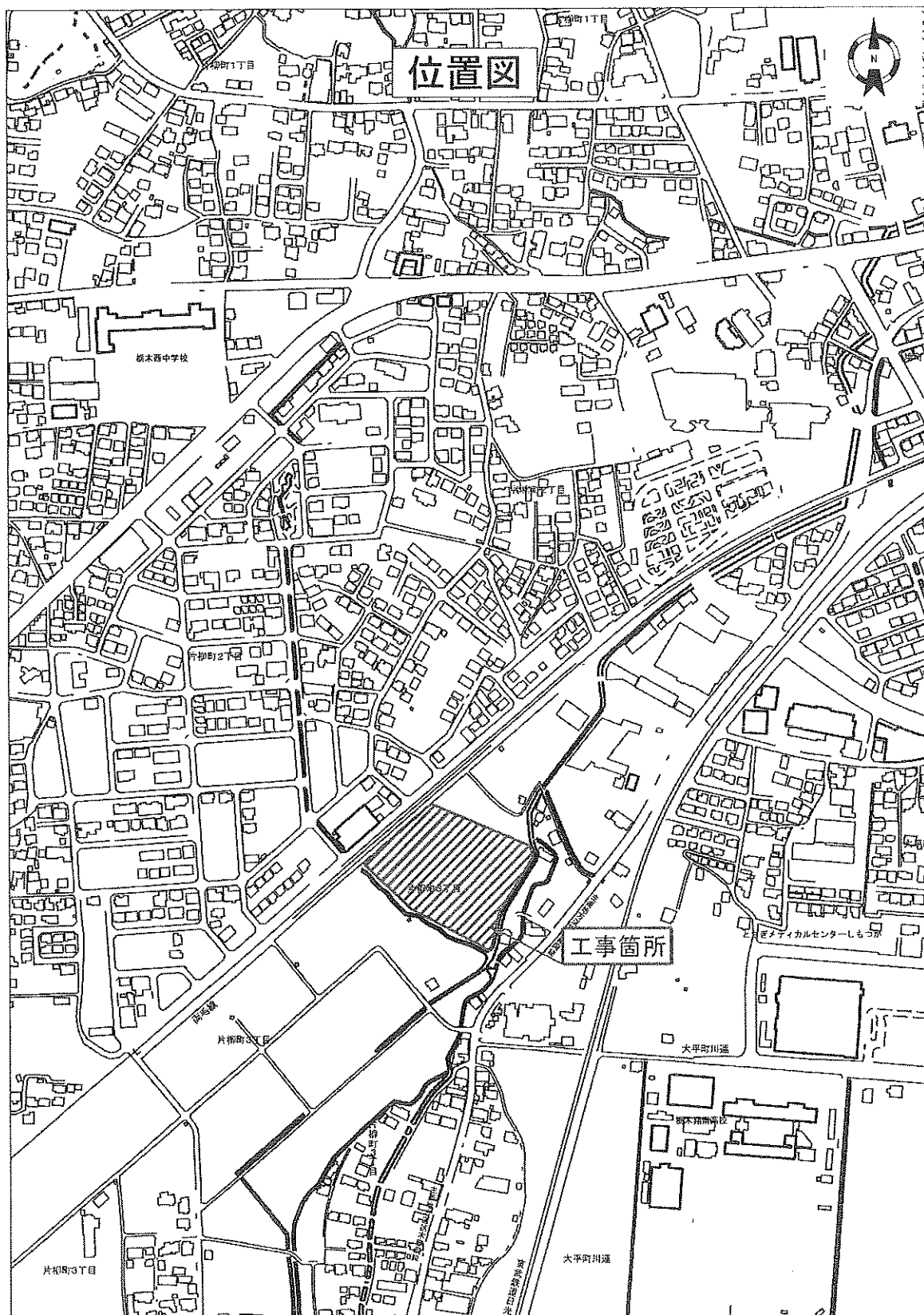
工 事 概 要

調節池整備

- ・設置面積 12,600 m²
- ・最大貯留量 6,345 m³

主な工種

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ・コンクリートブロック積工 | 897 m ² |
| ・護床工（池底コンクリート） | 1,253 m ³ |
| ・舗装工 | 780（変更前748） m ² |
| ・流入施設工 | 1 式 |
| ・排水施設工 | 1 式 |
| ・舗装復旧工 | 1,530（変更前0） m ² |

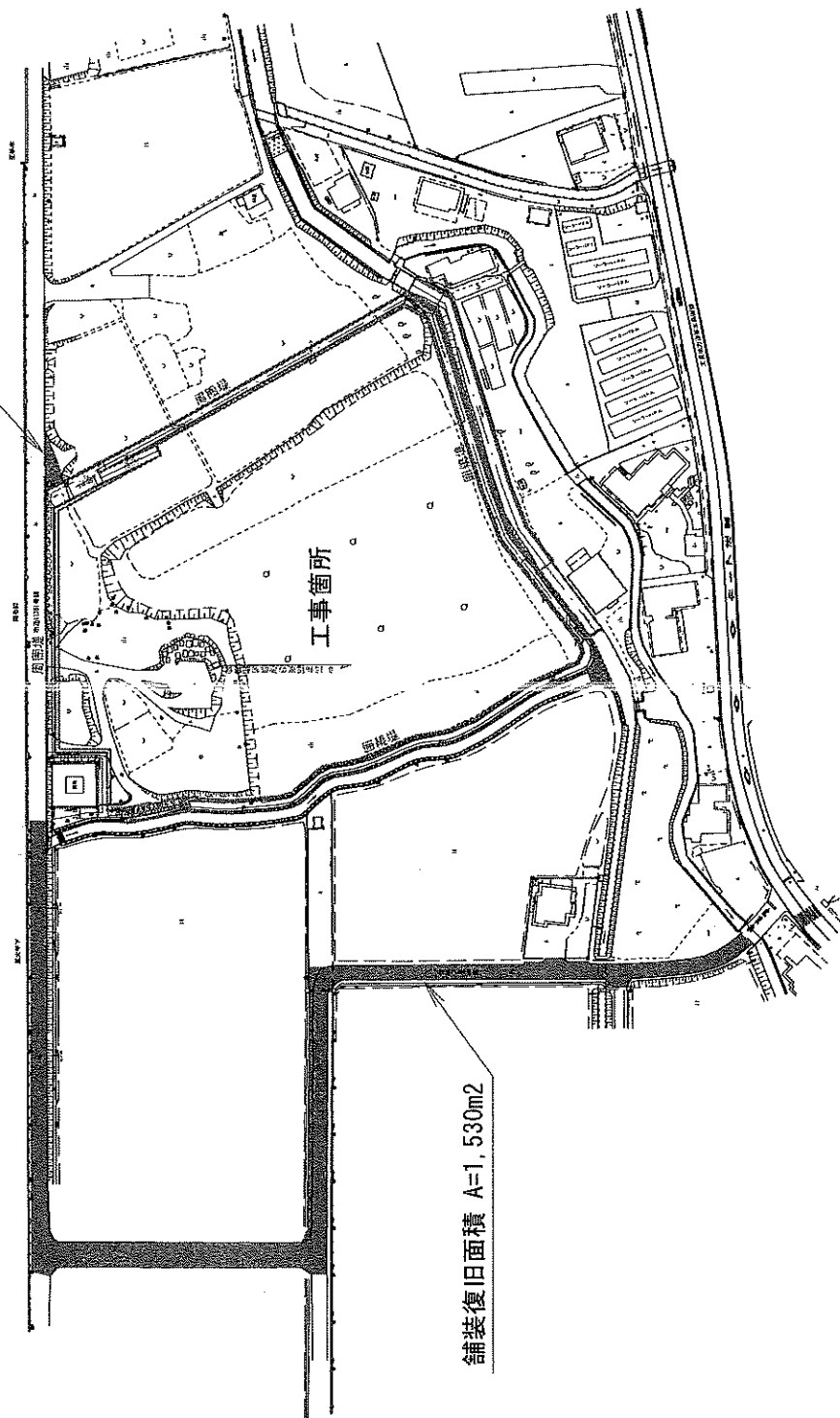


1/5000

0 300m

舗装工（増工） A=32m²

計画平面図
坂本市片桐町3丁目地内



舗装復旧面積 A=1,530m²

工事名	坂本市片桐町3丁目地区 地区計画区域内の 道路整備工事
図面番号	計画平面図
作成者	1100
確認者	1 / 2
作成日	
確認日	

財産の取得について

提案理由

公共施設の省エネルギー化を進めるため、公共施設（栃本市藤岡総合体育館及び栃本市藤岡弓道場）ＬＥＤ照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（参考）

取得財産 公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）LED照明器具

取得施設 栃木市藤岡総合体育館
栃木市藤岡弓道場

取得方法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約
（契約期間満了後の無償譲渡）

設置期間 契約締結日から令和8年2月28日まで

賃貸借期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日まで（10年間）

(健康増進課)

議案第 8 5 号

財産の取得について

提案理由

公共施設の省エネルギー化を進めるため、公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED 照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

（ 参 考 ）

取 得 財 産 公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED 照明
器具

取 得 施 設 栃木市栃木保健福祉センター
栃木市大平健康福祉センター
栃木市藤岡保健福祉センター
栃木市岩舟健康福祉センター

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約
(契約期間満了後の無償譲渡)

設 置 期 間 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

賃貸借期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日まで（10年間）

(消防総務課)

議案第 8 6 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車 1 台が老朽化したため、消防ポンプ自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

(警 防 課)

議案第 8 7 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署西方分署に配備中の水槽付消防ポンプ自動車 1 台が老朽化したため、水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

(警 防 課)

議案第 8 8 号

財産の取得について

提案理由

栃木市消防署岩舟分署に配備中の高規格救急自動車 1 台が老朽化したため、高規格救急自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

(学校教育課)

議案第 8 9 号

財産の取得について

提案理由

G I G A スクール構想実現のため令和 2 年度に整備した小学校における児童 1 人 1 台のタブレット端末の入替に伴い、新たに整備する小学校児童用タブレット端末を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

(参 考)

取 得 財 産 小学校児童用タブレット端末 7, 4 9 1 台

納 入 場 所 栃木市役所本庁舎及び栃木市立小学校 (2 9 校)

取 得 方 法 随意契約による譲渡特約付賃貸借契約

(契約期間満了後の無償譲渡)

納 入 期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

契 約 期 間 契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

(学校教育課)

議案第 9 0 号

財産の取得について

提案理由

G I G A スクール構想実現のため令和 2 年度に整備した中学校における生徒 1 人 1 台のタブレット端末の入替に伴い、新たに整備する中学校生徒用タブレット端末を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 4 号と同じ。

(参 考)

取 得 財 産 中学校生徒用タブレット端末 3 , 8 8 4 台

納 入 場 所 栃木市役所本庁舎及び栃木市立中学校 (1 3 校)

取 得 方 法 随意契約による譲渡特約付賃貸借契約

(契約期間満了後の無償譲渡)

納 入 期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

契 約 期 間 契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

(農林整備課)

議案第 9 1 号

土地改良事業の施行について

提案理由

決壊による水害から市民の生命及び財産を保護するため、農村地域防災減災事業の施行に当たり、弁天下溜地区緊急防災工事計画の概要を定めることについて、土地改良法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する同法第 8 7 条の 4 第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

土地改良法抜粋

(急施の場合)

第 8 7 条の 4 第 8 5 条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 2 5 年法律第 9 5 号）第 9 条第 5 号に規定する脆弱性評価の結果を踏まえて農業用排水施設の地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は農業用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替することを目的とし、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある

土地について第3条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行うことができる。

一 農業用排水施設の変更を内容とする第2条第2項第1号の土地改良事業 当該変更に係る農業用排水施設

二 既存の農業用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用排水施設（次項において「代替農業用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用排水施設の変更又は廃止を含む。）を内容とする第2条第2項第1号の土地改良事業 当該既存の農業用排水施設

2 前項の規定により緊急防災等工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災等工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設又は代替農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

3・4 略

（土地改良事業の開始）

第 9 6 条の 2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 ～ 7 略

(準用規定)

第 9 6 条の 4 第 9 6 条の 2 第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 3 6 条第 1 項及び第 5 項から第 8 項まで、第 3 6 条の 3 第 1 項、第 4 7 条、第 5 0 条、第 5 2 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項前段及び第 6 項から第 9 項まで、第 5 2 条の 2 から第 5 5 条まで、第 5 7 条本文、第 5 7 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 5 7 条の 3、第 5 8 条から第 6 5 条まで、第 8 7 条の 3、第 8 7 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 8 7 条の 5、第 8 8 条第 1 5 項から第 2 0 項まで、第 9 0 条第 4 項及び第 7 項、第 9 1 条第 1 項ただし書並びに第 9 3 条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第 8 7 条の 4 第 2 項	あらかじめ	あらかじめ、市町村の議会の議決を経て
	必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに	必要な事項について
略	略	略

(農林整備課)

議案第 9 2 号

土地改良事業の施行について

提案理由

決壊による水害から市民の生命及び財産を保護するため、農村地域防災減災事業の施行に当たり、大柿西溜地区緊急防災工事計画の概要を定めることについて、土地改良法第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する同法第 8 7 条の 4 第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 1 号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 21 名のうち、船田圭子氏が令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 略

2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

船 田 圭 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大宮町1647番地1

生年月日 昭和42年4月24日

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として石塚一彦氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

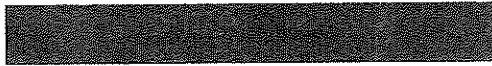
第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 以下略

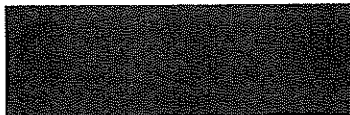
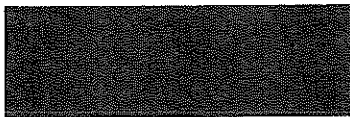
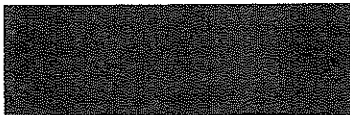
石 塚 一 彦 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町中根 4 0 9 番地

生年月日 昭和 2 7 年 4 月 1 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 9 5 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として早乙女とみ氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

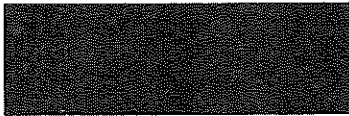
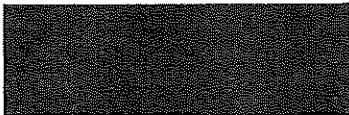
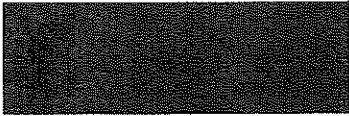
早乙女とみ氏の略歴

住 所 栃木市都賀町家中 3 2 5 0 番地

生年月日 昭和 2 7 年 1 1 月 2 0 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 9 6 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として野尻真悟氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

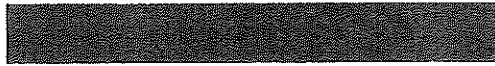
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

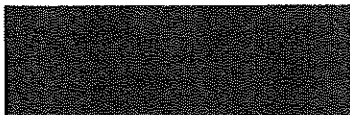
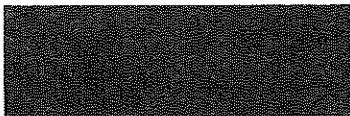
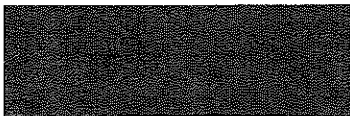
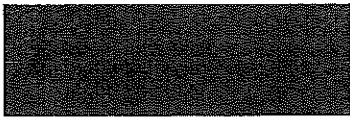
野 尻 真 悟 氏 の 略 歴

住 所 栃木市川原田町 8 9 2 番地

生年月日 昭和 2 8 年 1 2 月 2 7 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 9 7 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として若色昭松氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

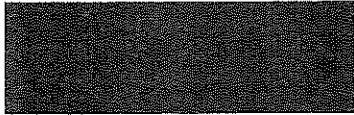
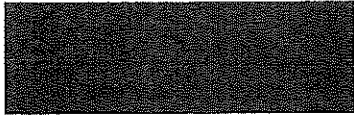
若 色 昭 松 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大塚町 1 0 0 0 番地 1

生年月日 昭和 2 9 年 6 月 1 5 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 9 8 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として大谷朗氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

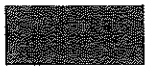
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

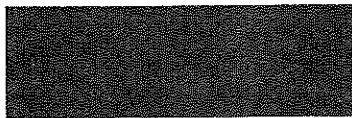
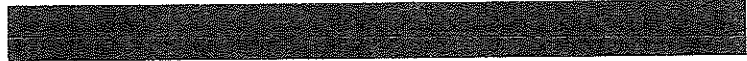
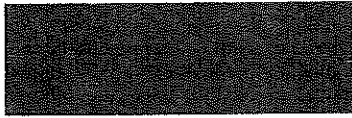
大 谷 朗 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町甲 3 0 0 8 番地

生年月日 昭和 2 9 年 1 0 月 1 9 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 99 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 19 日をもって満了となるので、次期委員として田中健一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 94 号と同じ。

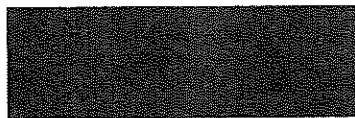
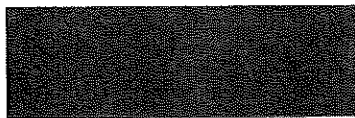
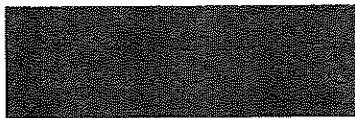
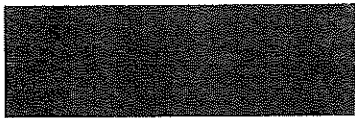
田 中 健 一 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大宮町 9 7 3 番地 1

生年月日 昭和 3 0 年 2 月 2 3 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 0 0 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として大塚幸八氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

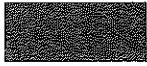
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

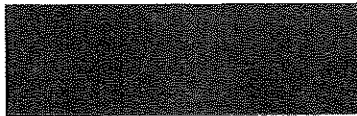
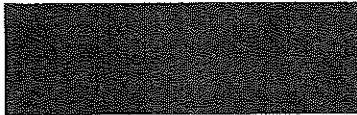
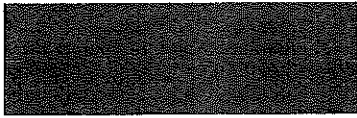
大塚幸八氏の略歴

住 所 栃木市都賀町家中485番地

生年月日 昭和30年5月1日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 0 1 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として渡邊昭男氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

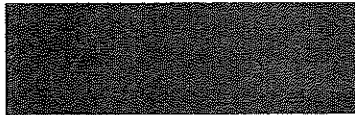
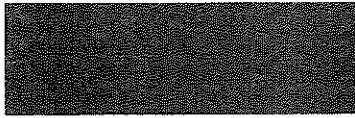
渡 邊 昭 男 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町木 8 8 3 番地

生年月日 昭和 3 0 年 8 月 2 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 0 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として田谷安久氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

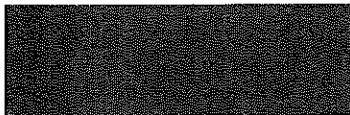
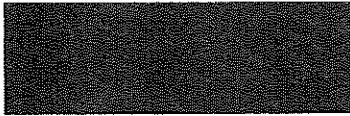
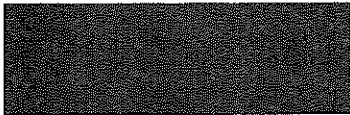
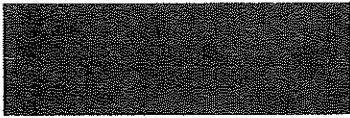
田 谷 安 久 氏 の 略 歴

住 所 栃木市西方町金崎 7 0 7 番地 3

生年月日 昭和 3 1 年 1 月 7 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第103号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和7年7月19日をもって満了となるので、次期委員として生澤良一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

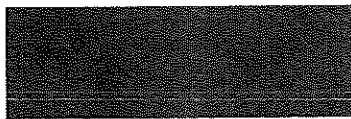
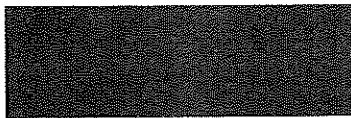
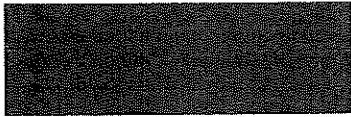
生 澤 良 一 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町上高島 4 8 5 番地

生年月日 昭和 3 1 年 6 月 2 7 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 104 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 19 日をもって満了となるので、次期委員として鈴木美智子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

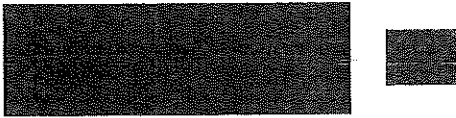
〔参照条文〕

議案第 94 号と同じ。

鈴木美智子氏の略歴

住 所 栃木市西方町元 8 4 8 番地
生年月日 昭和 3 2 年 6 月 1 4 日
最終学歴 栃木県農業短期大学校卒業

主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 105 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和7年7月19日をもって満了となるので、次期委員として田中徹氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

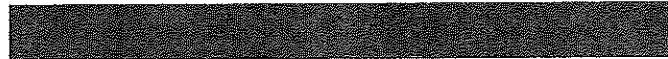
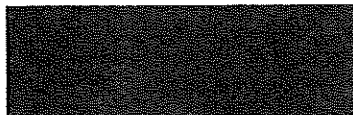
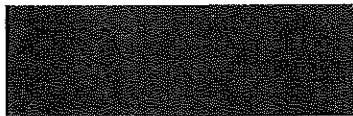
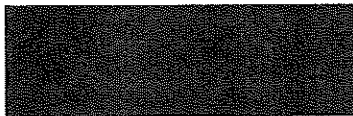
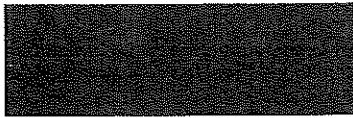
田 中 徹 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡 3 9 0 1 番地 1

生年月日 昭和 3 2 年 8 月 1 0 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 0 6 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として小林真理子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

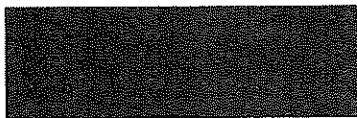
小 林 真 理 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西山田 1 5 6 8 番地

生年月日 昭和 3 4 年 1 月 2 2 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 107 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 19 日をもって満了となるので、次期委員として中田秀雄氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

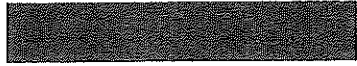
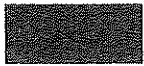
〔参照条文〕

議案第 94 号と同じ。

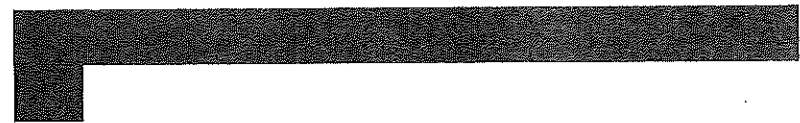
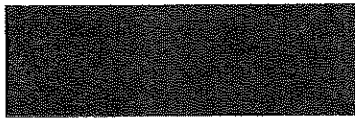
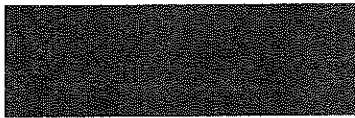
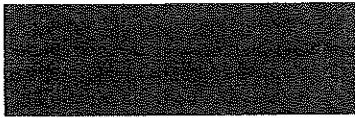
中 田 秀 雄 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺 2 0 6 番地 3

生年月日 昭和 3 4 年 2 月 1 6 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 0 8 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として五十畑節子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

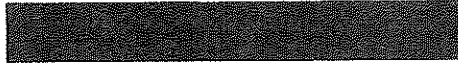
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

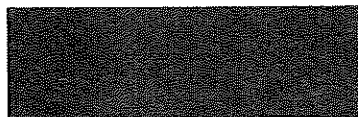
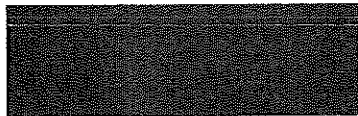
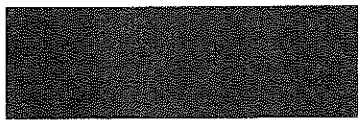
五十畑節子氏の略歴

住 所 栃木市岩舟町豊岡709番地

生年月日 昭和35年3月8日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 109 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和7年7月19日をもって満了となるので、次期委員として青木則夫氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第94号と同じ。

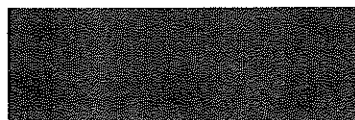
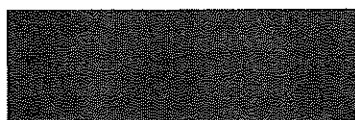
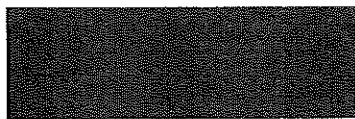
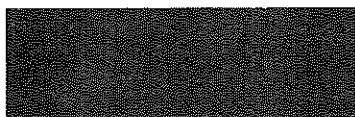
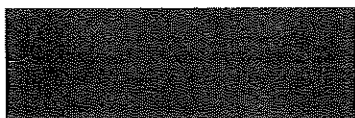
青 木 則 夫 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町静戸1652番地1

生年月日 昭和37年1月26日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 1 0 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として巻島陽一氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

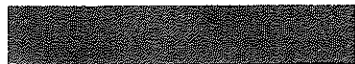
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

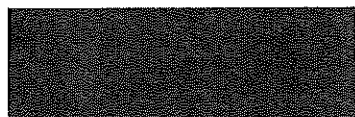
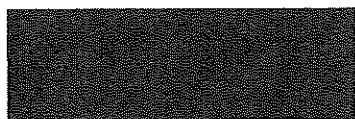
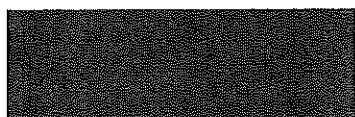
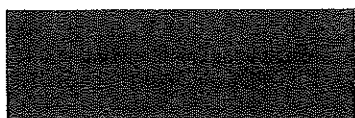
巻 島 陽 一 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大皆川町 2 6 0 番地 2

生年月日 昭和 3 7 年 2 月 4 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 1 1 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として糸井世志江氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

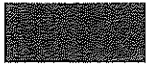
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

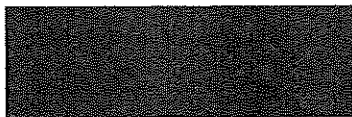
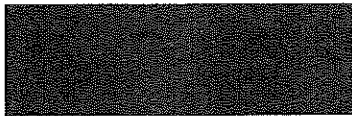
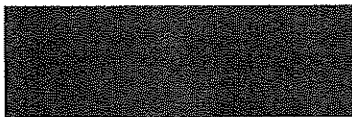
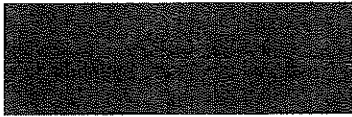
糸井世志江氏の略歴

住 所 栃木市藤岡町大前1797番地

生年月日 昭和39年3月21日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 1 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として毛塚登氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

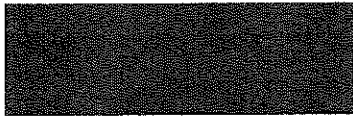
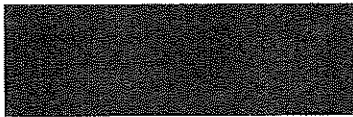
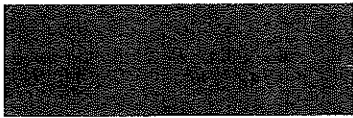
毛 塚 登 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大平町西水代 1 9 5 8 番地 1

生年月日 昭和 4 2 年 1 0 月 6 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 1 3 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として泉田裕美氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

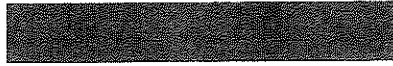
〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

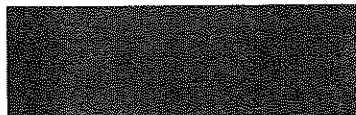
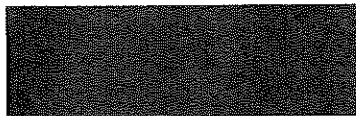
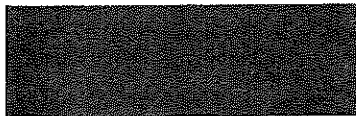
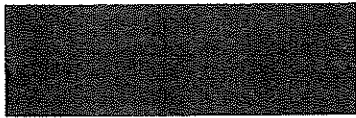
泉 田 裕 美 氏 の 略 歴

住 所 栃木市都賀町原宿 7 7 8 番地 2

生年月日 昭和 4 3 年 8 月 4 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(農業委員会事務局)

議案第 1 1 4 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由

農業委員会委員の任期が令和 7 年 7 月 1 9 日をもって満了となるので、次期委員として縫村啓子氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 4 号と同じ。

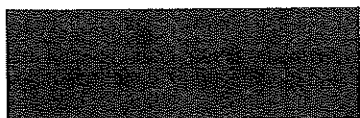
縫 村 啓 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市大久保町 5 9 4 番地

生年月日 昭和 6 .3 年 1 月 2 2 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

